



令和6年度 保育施設等 入所案内

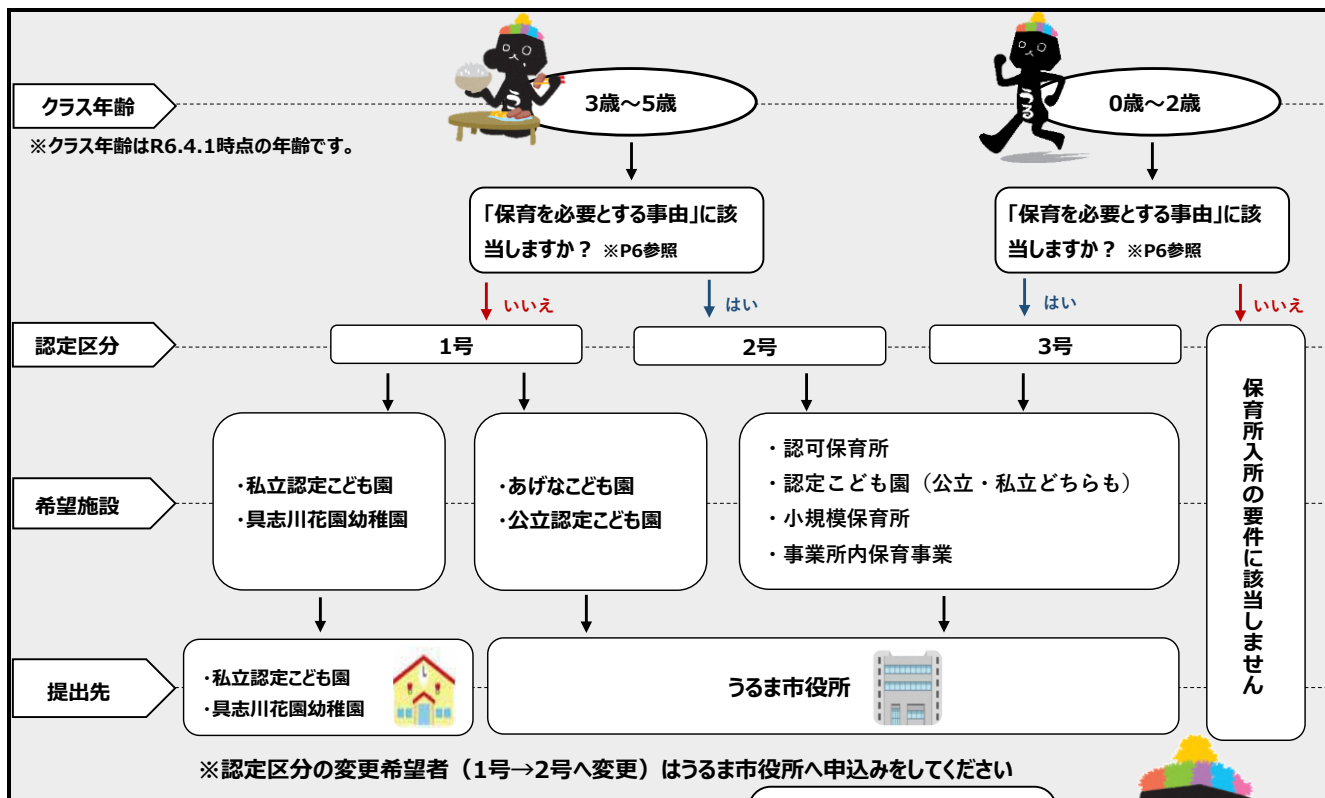
「受付期間」や「提出先」は、希望施設や在園状況によって変わります。

1次受付後の詳細は市ホームページにて周知予定です。

【R6.4月入所希望の受付期間や申込みの必要性の有無について】 ※認定区分（1号・2号・3号）についてはP1参照

1号	2号・3号
【1次受付】 令和5年10月4日（水）～10月19日（木）※土日祝は除く ※あげなこども園、公立認定こども園への申請はうるま市役所へ提出 午前の部 9時～11時30分 午後の部 13時～16時30分 ・認定区分の変更がなく、 次年度在園継続希望の方は申込み不要です。 ・新規・転園希望の場合は入所申込が必要です。 ・1号→2号へ変更希望の方はうるま市へ申込みが必要です。	【1次受付】 令和5年10月4日（水）～10月19日（木）※土日祝は除く 午前の部 9時～11時30分 午後の部 1時～4時30分 ※受付停止期間※ R5.10.20～R5.12.28までは受け付けできません。 ・R5.10.1～R5.11.30に生まれた子はR5.11.30まで受け付けいたします。 ・現況確認届提出済みの方で、 次年度在園継続希望の方は申込み不要です。 ・新規・転園希望の場合は入所申込が必要です。

【R6.4月入所希望の申込先について】 ※新規・転園希望の場合



※書類は必要事項をすべて記入し提出してください。
（書類に不備がある場合は受け付けできない場合があります。）

（注意）5月以降に入所希望する場合の受付期間

・受付期間：令和6年2月1日(木)～入所希望月の前月10日まで（10日が土日祝の場合は翌営業日）
・受付場所：うるま市役所 保育こども園課
※具志川花園幼稚園、私立認定こども園（1号）の受付期間等は、各園へ直接お問い合わせください。

保育施設等の入所案内に関する「保育所の空き枠」等の新着情報はこちら！



令和6年度 クラス年齢について

0歳児クラス	令和5（2023）年4月2日～
1歳児クラス	令和4（2022）年4月2日～令和5（2023）年4月1日
2歳児クラス	令和3（2021）年4月2日～令和4（2022）年4月1日
3歳児クラス	令和2（2020）年4月2日～令和3（2021）年4月1日
4歳児クラス	平成31（2019）年4月2日～令和2（2020）年4月1日
5歳児クラス	平成30（2018）年4月2日～平成31（2019）年4月1日

<https://www.city.uruma.lg.jp/kurashi/119/801/804/29504>



〒904-2292 うるま市みどり町1-1-1
うるま市役所 こども未来部 保育こども園課
TEL:098-973-5427



☆ 本書の内容は保育施設等の利用を検討しているすべての方が共通で確認していただく内容となっております。保育施設等の利用を検討している方は内容をご確認のうえ、申請等をお願いします。

※「保育施設等」とは認可保育所・認定こども園・小規模保育所・事業所内保育所・具志川花園幼稚園を指します。

① 認定区分（1号、2号、3号）について	P1
② 利用申込みの流れ	P2
③ 令和6年4月入所 一斉受付日程	P3
④ 令和6年度 入園申込スケジュール	P4
⑤ 申込みに必要な書類について	P5
⑥ 「保育を必要とする事由」を証明する書類	P6
⑦ 令和6年度保育料算定表 保育施設等	P7
⑧ 保育料算定および階層認定について	P8
⑨ 保育料および給食費のお支払方法	P9
⑩ その他の保育事業について	P10
⑪ 【個別支援保育】利用申込の流れ	P11
⑫ 公立幼稚園から移行した認定こども園の1号から2号への認定変更について	P12
⑬ よくある質問 FAQ (Frequently Asked Questions)	P13
⑭ 令和6年度 利用申込書 兼 支給認定申請書 記入例	P14～P15
⑮ 幼児教育・保育の無償化について（認可外保育施設、私立幼稚園含む）	P16～P17
⑯ うるま市認可保育施設一覧	P18～P29
⑰ うるま市認可外保育施設一覧	P28～P29

よい保育施設の選び方 十か条

- | | |
|---------------|----------------|
| 一 まずは情報収集を | 六 保育する人の様子を見て |
| 二 事前に見学を | 七 施設の様子を見て |
| 三 見た目だけで決めないで | 八 保育の方針を聞いて |
| 四 部屋の中まで入ってみて | 九 預け始めてからもチェック |
| 五 子どもたちの様子を見て | 十 不満や疑問は率直に |



詳しくは
QRコードを
見てね！！





認定区分(1号、2号、3号)について

① 認定区分について

子どもの年齢や「保育を必要とする事由（P6 参照）」の有無により、1号・2号・3号の区分を認定します。

認定区分	利用対象	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の子ども（「保育を必要とする事由」に該当しない場合）	認定こども園（教育部分） / 幼稚園
2号認定	満3歳以上の子ども（「保育を必要とする事由」に該当する場合）	認定こども園（保育部分） / 保育所
3号認定	満3歳未満の子ども（「保育を必要とする事由」に該当する場合）	認定こども園（保育部分） / 保育所 小規模保育所 / 事業所内保育所

●保育施設等を利用するためには、市から「認定」を受ける必要があります。

●保育施設等（2号・3号認定）は保護者が働いている等、家庭において保育することが困難な状況にある児童を保護者に代わって保育することを目的とした施設です。そのため、「保育を必要とする事由」の確認ができないと、保育が必要な状態として認定されず、『支給認定証』の交付がされない場合があります。（1号認定を除く）

※支給認定後に利用調整(基準に基づく採点や希望園等による入所選考)があります。

※「集団生活に慣れさせたい」、「下の子の家庭保育に手がかかる」等の理由のみで「保育を必要とする事由」がない場合は、利用調整をされない可能性があります。

●支給認定の申請は保育施設の利用申込と同時に行うことができます。

※企業主導型保育所を利用する方は、利用開始までに利用申込書兼支給認定申請書・必要書類（勤務証明書等）の提出が必要です。

② 1号認定の保育必要量について

●1号認定は「教育標準時間」となります。

教育標準時間	認定こども園では、登園時間から概ね14時までが利用時間です。※施設によって異なります。
---------------	---

※1号認定での利用は月曜日から金曜日までとなり、土曜日や夏休み等の長期休暇は原則お休みとなります。利用希望の場合は入所している認定こども園と利用調整が必要となります。また、利用希望の方は、基本的に預かり保育利用料（P.18～29※2 参照）が別途かかります。

③ 2号認定、3号認定の保育必要量について

●2号認定、3号認定の保育必要量は「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

保育標準時間	保護者がフルタイム勤務等を想定した利用時間で、1日最大で11時間子どもを預けることが可能です。
保育短時間	保護者がパートタイム勤務等を想定した利用時間で、1日最大で8時間子どもを預けることが可能です。

※園によって定められた「保育標準時間」「保育短時間」の時間外での利用については延長保育料が別途かかります。

◆保育時間の例◆

～ある認定こども園の1日～



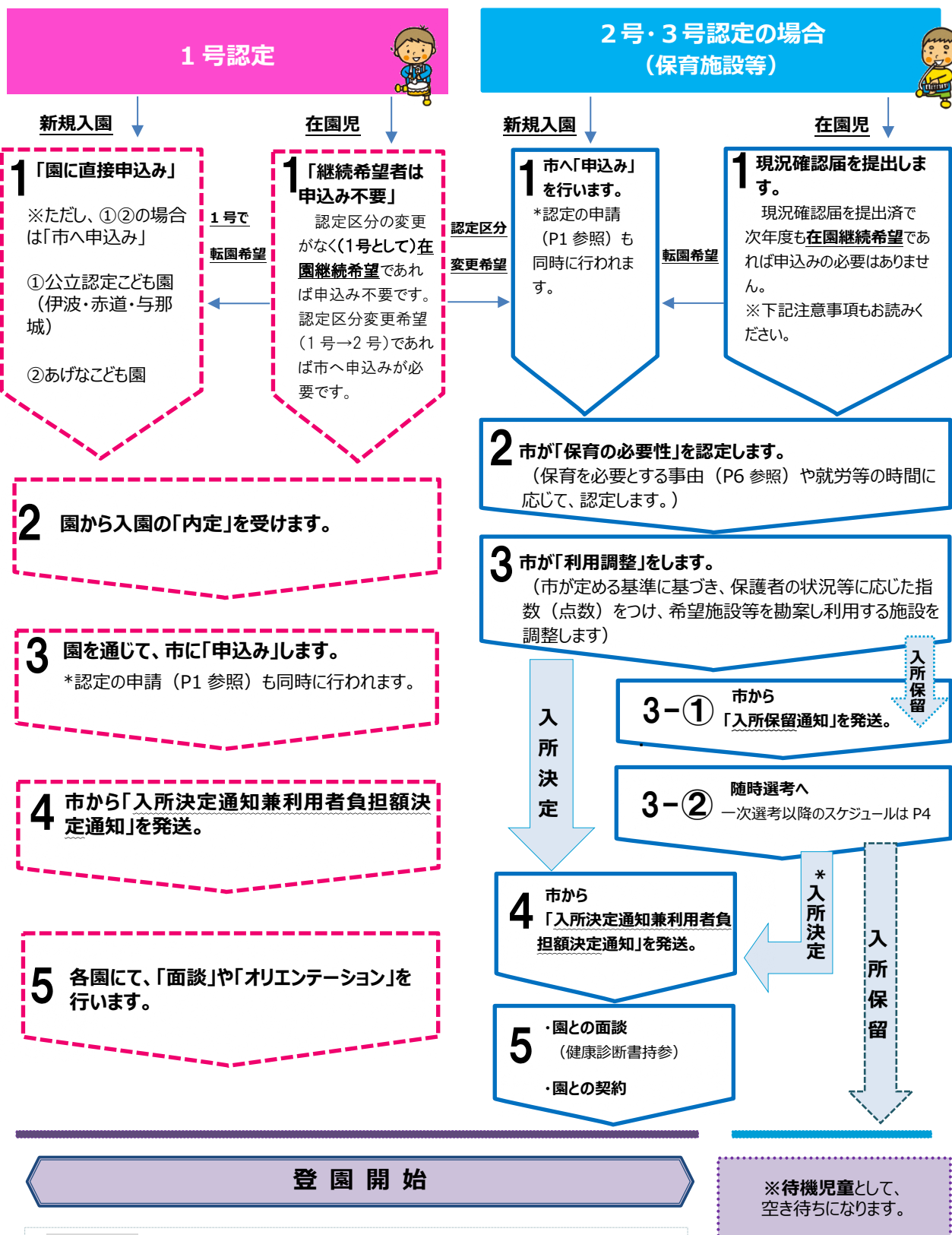
※具体的な時間は施設によって異なります。（開所時間、認定利用区分時間の詳細はP18～P29 参照）



利用申込みの流れ

利用申込みの流れは、認定区分によって異なります。

利用申込みの基本的な流れ（イメージ）



【注意事項】

※在園児童が在園継続希望する場合でも、現況届により保護者の「保育を必要とする事由」が確認できなかった場合は、在園継続することができない場合があります。

※在園児童については、現況届により要件の確認を行うため、転園希望の申込をする際に、再度要件書類を提出する必要はありません。ただし、勤務先が変わったなど状況に変更がある場合には再度ご提出いただく必要があります。

※現況届については毎年1回（5月～6月）に提出依頼予定です。



令和6年4月入所 一斉受付日程

<新規・転園児童受付>

【受付場所】 うるま市役所本庁舎東棟3階 大講堂

【受付期間】 令和5年10月4日(水)～令和5年10月19日(木) ※土日祝日を除きます。

◆極端な混雑を避けるため第1希望の対象施設ごとに下記のとおり指定日を設けています。

指定された日に受け付けができない方は、都合の良い日を選び期限内での申し込みをお願いします。

【受付時間】 午前の部 9時～11時30分 午後の部 1時～4時30分

◆10月13日(金)・10月19日(木)は、午後6時から午後8時まで夜間受付もあります。

夜間受付は対象施設の指定はありません。

《受付停止期間》

令和5年10月20日(金)～令和5年12月28日(木)は受け付けを停止します。

<新生児の受け付けについて>

令和6年4月入所は、「令和6年1月1日までに出生のあった児童」が対象となります。上記受付期間にかかわらず、新生児(令和5年10月1日から令和5年11月30日までの間に生まれた子)は、令和5年11月30日まで受付可能です。令和6年1月4日以降に受け付けの場合は2次選考以降の対象となります。

受付日	第1入所希望施設名
10月4日(水)	ふくよか彩橋認定こども園、ふくよか第2保育園、この花ナーサリ、この花KidsRoom、具志川こども園 まことかわさきこども園、まこときむたかこども園、よつば南風原保育園、テテすざき
10月5日(木)	ハッピーネスこども園、愛しみ分園、愛しみ第2分園、いちごレイラニ保育園、百合が丘保育園 こざくら保育園、高江洲こども園、勝連こども園
10月6日(金)	青いとり保育園、おとぎの森保育園、(仮称)まことしかわこども園、豊原まどかこども園、愛保育園 あむーる保育園、ルミエール保育園、美原保育園
10月10日(火)	中原こども園、くるみ保育園、ハート保育園、ひがしの大空こども園、小規模保育モン・ベベ 夢の子保育園、むぎの子保育園、伊波こども園
10月11日(水)	輝宝保育園、そよかぜ保育園、(仮称)あげなこども園、(仮称)あげなこども園分園 ひだまり保育園、のびっ子保育園、げんき保育園、天願こども園、野の花保育園
10月12日(木)	認定こども園ひまわりっ童はいくえん、認定こども園ひまわりっ童はいくえん分園ひよこ、すこやか保育園 希望の星保育園、赤道こども園、Kidsルームきらり、あかるい子保育園
10月13日(金) ※夜間受付もあります	かなさ保育園、かなさ保育園分園、へしきや・かなさこども園、にじの色こども園 あかな保育園、ていんさぐぬ花保育園、すずらんこども園、伊波保育園
10月16日(月)	JOYキッズガーデン、JOYキッズガーデンkanekadan、幼保連携型認定こども園わくわくはいくえん あかつき保育園、つくしこども園、ラスカル保育園、与那城こども園
10月17日(火)	コスモストーリー保育園、コスモストーリー保育園分園、石川どろんこ保育園、こどものいえ保育園 認定こども園まどか保育園、JOYキッズガーデンtairagawa、田場こども園、与那城保育所
10月18日(水)	石川こども園、みほそ小規模保育事業所、みほそ第二小規模保育事業所、前原どろんこ保育園 なかよし保育園、むぎの子第二認定こども園、兼原こども園
10月19日(木) ※夜間受付もあります	のびのび保育園、のびのびこどもの家、すくすくこども園、すくすくこどもの家 つくしんぼ保育園、つくしんぼ保育園分園、大育保育園、たいら保育園

夜間受付
午後6時～8時

夜間受付
午後6時～8時

*混雑を避ける為に受付日を指定していますが、指定日以外に申込みすることも可能です。

※混雑時には待ち時間が1時間を超える場合があります。あらかじめご了承ください。

右側のQRコードを読み取り、最新の情報を適時取得するようにしてください。





令和6年度 入園申込スケジュール

入園希望月		申込受付開始日	申込締切日	要件変更期限	希望園変更期間	選考結果 発送時期
令和6年 4月	1次 選考	R5.10.4	R5.10.19 新生児(R5.10.1～ R5.11.30に生まれた子)は R5.11.30まで受付可。	R5.11.30	R5.10.4～ R5.10.19	2月上旬予定
	2次 選考	R6.1.4	R6.2.13		R6.1.4～R6.2.13	3月上旬予定
	3次 選考 以降	詳細はホームページにてお知らせいたします。 うるま市役所 保育こども園課 検索  https://www.city.uruma.lg.jp/kurashi/119/801/804/25714				
5月	R6.2.1	R6.4.10			R6.2.1～R6.4.10	4月末予定
6月		R6.5.10まで				5月末予定
7月		R6.6.10まで				6月末予定
8月		R6.7.10まで				7月末予定
9月		R6.8.13まで				8月末予定
10月		R6.9.10まで				9月末予定
11月		R6.10.10まで				10月末予定
12月		R6.11.11まで				11月末予定
令和7年1月		R6.12.10まで ※空き枠一部非公表				12月末予定
2月		R7.1.10まで ※空き枠一部非公表				1月末予定
3月		R7.2.10まで ※空き枠一部非公表				2月末予定

※※申込みについての留意事項※※

- ・入所保留となった場合、令和6年度中は毎月、入所選考対象となりますが、**保留通知は最初の1回のみの送付となります。(R7年度も選考にける場合は、R7年度の申込みが必要となります。)**
- ・入園を希望しなくなった場合は、申込取下げをお願いします。
- ・**年度途中入所(5月～3月)については、入所決定の場合のみに事前に電話でお知らせいたします。**
- ・1月の入所選考より次年度4月の入所が可能な場合のみ入所案内を行います。(在園保障を行うため)
また、12月以降の空き枠状況については、一部非公表となりますのでご了承下さい。

認定こども園 "1号認定" の申込先について

提出先	1号認定としてご利用希望の場合は、希望園へ直接申し込みとなります。 ※令和6年4月の入園申込をご希望の場合は、令和5年10月19日までに希望園へ申し込みが必要となります。 ※あげなこども園、赤道こども園、伊波こども園、与那城こども園のみ、保育こども園課への申込みとなります。
-----	--



申込みに必要な書類について



(1) 申込みに必要な書類（書類提出の際には本人確認書類の提示をお願いします。）

提出が必要な方	必要書類	提出部数
①全員 (在園継続の方は除く)	・申込書（令和6年度 利用申込書 兼 支給認定申請書〈施設型給付費・地域型保育給付費等〉）	児童につき1部
	・マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード・通知カード・住民票の写し〈マイナンバー有〉いずれか1点）	申請保護者の分
	・発育状況調査票	児童につき1部
②2号・3号の方	・保護者の「保育を必要とする事由」を証明する書類（P6参照） ※令和5年6月に在園児を対象とした現況届を提出し、変更がない場合は提出不要。 ただし、「保育を必要とする事由」（勤務先・勤務時間等）に変更があった場合は提出が必要。	保護者につき1部 (父1部、母1部)
③該当する方のみ	・世帯状況に応じて必要な書類	世帯で1部
	下表(2)参照	
	・代理人が手続する場合に必要な書類	
	下表(3)参照	
	・転入予定の方が必要な手続・書類	
	下表(4)①参照	
	・広域入所に必要な手続・書類	
	下表(4)②、(5)参照	

※書類不備の場合は受け付けできない場合があります。十分に確認し、提出してください。

※新生児の申込みは、入所希望月1日時点で出生から3カ月以上経過していることが条件です。

(例) ・4/1生まれの場合→7月1日から入所可能

・4/2生まれの場合→8月1日から入所可能（7月1日時点では、3カ月経過していないため）

(2) 世帯状況に応じて必要な書類



	世帯の状況	必要な書類
共通	国外居住していた方及び軍人・軍属の方 ※令和5年1月1日時点国内に住所が無い方	2022・2023年中の収入が確認できる書類（W-2等）
	外国籍でうま市に住民票がない方	パスポートの写し
	離婚を前提に別居中の方	申立書（市指定様式）・離婚調停中であることがわかるもの
	生活保護世帯	生活保護受給者証
	個別支援保育が必要な方	P11をご確認ください
2	ひとり親世帯 ※右記のいずれか1つ（写し）	「母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証」、 「児童扶養手当証書」、「児童扶養手当認定通知書」
3	同一世帯に障害を持つ方がいる世帯 ※右記のいずれか1つ（写し）	「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、 「特別児童扶養手当証書」、「障害基礎（厚生）年金証書」

(3) 代理人が手続する場合に必要な書類

保護者以外の方が代理で申請する場合、下記Ⅰ～Ⅲをご提示ください。

Ⅰ：	保護者(父または母)の本人確認書類（マイナンバーカード・通知カード・住民票の写しのいずれか1点）
Ⅱ：	代理の方の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等のいずれか1点）
Ⅲ：	委任状（保護者から「手続を委任されたこと」が記載されているもの） ※任意様式（参考様式を市HPからダウンロードできます。）

(4) 市外在住で「うま市内の保育施設」を希望する場合

①【うま市へ転入予定の方】……必要書類：上表(1)記載の書類、「転入に関する誓約書」 ・《R6年4月入所》 R6年3月15日までにうま市へ転入手続が可能の方のみ、うま市民と同様に選考いたします。 ・《年度中途入所》 入所希望月前月20日までにうま市へ転入手続が可能の方のみ、うま市民と同様に選考いたします。 (※上記期日までに転入手続ができない場合、内定取消となる場合があります。)
②【うま市へ転入予定のない方（広域入所）】……必要書類：居住市町村の指定様式（※提出先も居住市町村） ・《R6年4月入所》 居住市町村の指定様式にうま市の希望施設を記入し、受付期間内（P3参照）にうま市に必着するように <u>居住市町村へ提出</u> してください。 ・《年度中途入所》 居住市町村の指定様式にうま市の希望施設を記入し、入所希望月前月10日までにうま市に必着するように <u>居住市町村へ提出</u> してください。 (※うま市内の待機児童が解消されるまでは市内住民を優先するため、受け入れができない場合があります。)

(5) うま市在住で「他市町村の保育施設」を希望する場合（広域入所）

必要書類：上表(1)記載の書類（※提出先はうま市） ・前もって「希望する市町村の受付期間」を確認の上、 申込締切日10日前までに 、うま市へ提出してください。 ・保護者様から入所申込書類を受け取ったのち、うま市から希望する市町村へ書類を送付し、希望する市町村で入所選考が行われます。
--



「保育を必要とする事由」を証明する書類



■ 次の表を確認のうえ、入所希望月の状況に応じた書類を1世帯につき1部提出してください。(きょうだい分不要)

・各証明書は申込日から起算して**3か月以内**に作成されたものを有効とします。 ・「★」は指定様式です。右記QRコードからダウンロードできます。

事由	提出書類 ※すべて入所希望月時点の内容がわかる必要があります。	認定有効期間	保育時間
1. 就労	勤務 勤務証明書 ★	3号認定（0歳～2歳） 〈3歳の誕生日を迎える日の2日前まで〉	・保育短時間 ※注1 〈月64～120時間未満の勤務〉 ・保育標準時間 〈月120時間以上の勤務〉
	自営業者 (1)自営業(内職)申立書 ★ (2)添付書類 営業許可証、開廃業等届出書、 個人事業の開業・廃業等届出書 等 のうち1点 その他の書類は自営業(内職)申立書を参照ください。 ※(2)の書類が提出できない場合は誓約への署名が必要。	2号認定（3歳～5歳） 〈3歳の誕生日を迎える日の前日から小学校就学前まで〉 ※3号から2号へは自動的に切り替わります。	
2. 疾病・障害	障害 次のいずれかの書類の写し ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	手帳の有効期間まで	保育標準時間
	疾病 診断書 ★ ※病院様式は使用できません。	診断書に記載のある月あたり最低64時間 以上の保育軽減が必要な期間	・保育短時間 〈月64～120時間未満の軽減〉 ・保育標準時間 〈月120時間以上の軽減〉
(親族の) 3. 介護・看護	診断書★ 及び 看護(介護)状況申告書 ★ ※病院様式は使用できません。		
4. 就学	在学証明書 及び 時間割表の写し ※学校教育法で規定する教育施設 または公共職業能力開発施設にて行う職業訓練等。	卒業予定日または修了予定日が属する月 末まで	・保育短時間 ※注1 〈月64～120時間未満の就学〉 ・保育標準時間 〈月120時間以上の就学〉
5. 妊娠・出産	親子健康手帳の分娩予定日が記載されているページの写し	産前6週前の属する月始め（多胎14週前）から、産後8週後の翌日が属する月末まで	保育標準時間
6. 求職活動	求職状況報告書 ★	90日間が経った月の月末まで ※原則90日を超える継続利用はできません。	保育短時間
7. 育児休業 (在園児のみ)	勤務証明書 ★ ※育児期間の記載があるもの。	育児対象児童が2歳を迎える月末まで ※新規申込時に育児休業中の方は、 入所決定月の翌月1日 までに職場復帰が必要。	保育標準時間 ※令和6年度より運用開始。令和5年度中は保育短時間となります。
8. みなし育児 ※注2 (在園児のみ)	親子健康手帳の出生届済証明のページの写し ※妊娠・出産要件（2号要件）の前に1号として利用していた場合には、みなし育児（2年）を取得することはできません。		
9. 災害復旧	罹災証明書	復旧にあたる期間	保育標準時間

※注1 保育短時間では送迎が間に合わない場合、標準時間への変更が認められる場合があります。必要な方はご相談ください。

※注2 (例) 育児休業制度を取得していないが、2歳未満の第2子以降を家庭保育している等。

注意 「保育を必要とする事由」が変更になった場合

- ・支給認定変更手続が必要です。原則翌月1日からの変更となります。
- ・勤務先の変更や勤務時間の変更があった場合、変更後の勤務証明書を速やかに提出してください。
- ・退職や育児休業取得等、「保育を必要とする事由」が変更になった場合、**変更開始前月15日までに**、「支給認定変更申請書」「保育を必要とする事由を証明する書類」をご提出ください。
- ・郵送での受け付けも可能ですが「支給認定変更申請書」をご記入の上同封してくださいませよう願いたします。

注意 「保育の実施に関する証明書」について

- ・保育施設等において保育が実施されないことを事由として1歳6か月(または2歳)に達する日まで育児休業給付金の支給延長をハローワークへ申請するにあたっては、**保育施設等において保育の利用が実施されない事実が確認できる書類**として市町村が発行する「**保育の実施に関する証明書**」の提出が必要となります。
- ・**保育の実施に関する証明書**は、認可保育施設への入所申込(入所申込日・入所希望日が1歳到達以前)をしていて、保育施設の利用が実施されていない場合、発行することが可能となります。証明書の発行をご希望される方は、入所申込みと併せて、保育の実施に関する証明申請書の提出が必要となります。



令和6年度保育料算定表 保育施設等

■保育所等の利用については、「保育料」と「給食費（主食費と副食費）」がかかります。

→0歳～2歳クラスは、**保育料に給食費が含まれております。**

3歳～5歳クラスは、**保育料は無償**となっておりますが、**給食費が別途**かかります。

■保育料算定表

（上記とは別に、「行事費」や「教材費」等の実費を直接園が徴収する“実費徴収”があります。）

階層区分	市町村民税 所得割額 (子供の属する世帯の合計額)		第1子		第2子		第3子以降	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0
第2-1階層	市町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯等 ※1	0	0	0	0	0	0
第2階層		2-1階層 以外の世帯	0	0	0	0	0	0
第3-1階層	市町村民税 所得割 48,600円未満	ひとり親世帯等 ※1	6,500	6,400	0	0	0	0
第3階層		3-1階層 以外の世帯	15,000	14,800	7,500	7,400	0	0
第4-1階層	48,600円 ~77,100円	ひとり親世帯等 ※1	9,000	8,900	0	0	0	0
第4①階層	48,600円 ~57,699円	4-1階層 以外の世帯	23,000	22,700	11,500	11,350	0	0
第4②階層	57,700円 ~77,100円		太枠内は、3~5歳児の場合別途副食費がかかります。 23,000	22,700	11,500	11,350	0	0
	77,101円 ~96,999円		1号認定の場合は、77,101円以上から副食費がかかります。 23,000	22,700	11,500	11,350	0	0
第5階層	97,000円~168,999円		35,000	34,500	17,500	17,250	0	0
第6階層	169,000円~300,999円		38,000	37,400	19,000	18,700	0	0
第7階層	301,000円~396,999円		39,000	38,400	19,500	19,200	0	0
第8階層	397,000円以上		50,700	49,900	25,350	24,950	0	0

【区分①】
子のカウント方法
年齢に関係なく
きょうだいの数を
カウント

【区分②】
子のカウント方法
「未就学児」
かつ
「対象の保育園等
に在籍（※2）」の
きょうだいの数を
カウント

（※1ひとり親世帯等とは、認定を受けた母子父子世帯、障害者のいる世帯をいいます。）

※－太枠内は、2号認定の副食費徴収区分を表しております。・・・点線内は、1号認定の副食費徴収区分を表しております。

【2名以上こどもがいる場合、きょうだいの保育料について（多子軽減）】

■児童に上の子（兄や姉）がいる場合、きょうだいの人数に応じて保育料が減額される場合があります。

【多子区分表】

世帯の市町村民税 所得割額	子（何子目）のカウント方法 (同一生計のきょうだいに限る)	（例）小学生～2歳児がいる場合			
		小学4年	5歳 (市外の幼稚園在籍)	4歳 (認可外 在籍)	2歳 (認可 在籍)
【区分①】 第1～4①階層	年齢に関係なく きょうだいの数	第1子	第2子	第3子	第4子
【区分②】 第4②～8階層	対象の保育園等（※2）に在籍している 未就学のきょうだいの数	カウント 対象外	第1子	カウント 対象外	第2子

【※2 多子軽減の“対象の保育園等”】

○認可保育園 ○認定こども園 ○地域型保育事業 ●公立幼稚園 ●私立幼稚園（県知事認可） ●企業主導型保育施設

●特別支援学校幼稚部 ●児童発達支援施設 ●医療型児童発達支援サービス ●児童心理治療施設

※●の対象施設（市で確認できない施設）を利用していただいているきょうだいがいる場合は、在園証明書等の提出が必要です。

【市外・県外等に別居しているきょうだいがある第3-1階層～第4①階層の場合】

多子軽減の判断に必要なため、進学等の理由で別住所に居住し保護者の扶養に入っているきょうだいがいる場合は、**社会保険証等の写しの提出が必要**です。

給食費の免除制度について

3歳～5歳クラスの給食費について、給食費は主食費（ご飯やパンなど）と副食費（おかず・おやつなど）に分かれています。

副食費は、区分によって免除となる場合があります。※主食費については免除となりません。※給食費は施設によって金額が異なります。

認定区分	副食費 免除	副食費 徴収
2号認定	第1階層～第4①階層	第4②階層～第8階層 未就学のきょうだい（対象の保育園等※2に在籍している）からカウントして第3子以降は免除となります。
1号認定	第1階層～第4②階層（77,100円以下）	第4②階層（77,101円以上）～第8階層 小学3年生以下のきょうだい（未就学児の場合は、対象の保育園等※2に在籍している）からカウントして第3子以降の子どもは免除となります。



保育料算定および階層認定について

■ 0歳～2歳クラスの保育料（利用者負担額）は、次の項目に基づき決定しています。

3歳～5歳クラスは、保育料は無償化されましたが原則、給食費がかかります。（P7 参照）

1. 保育料算定および階層認定の方法

（1） 保育料は、保護者の「市町村民税額」と「世帯の状況」で決まります。

「児童と同じ世帯で、生計をひとつにしている保護者」の市町村民税所得割額の合計額により、「保育料算定表」（P7 参照）に基づいて算定します。

※保育料算定に用いる市町村民税所得割額には、配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除等の税額控除は適用されません。

※算定対象保護者の「直近の年収が 103 万円以下かつ「非課税」である場合、同一世帯の祖父母の税額を合算し、保育料算定を行うことがあります。

例）令和 6 年度の保育料を決定するとき

前期保育料（4～8 月分）は令和 5 年度の課税額で算定し、後期保育料（9～3 月分）は令和 6 年度の課税額で算定します。

年	令和 6 年						令和 7 年					
月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
課税年	前期保育料(令和 5 年度の課税額で算定)						後期保育料 (令和 6 年度の課税額で算定)					
収入	(令和 4 年 1 月～12 月分の収入等に基づき課税)						(令和 5 年 1 月～12 月分の収入等に基づき課税)					

※国外収入等にかかる課税額については下記（2）②を参照

毎年 9 月が「保育料切り替え」の時期。

（2） 「保護者の課税情報が確認できない場合」は、保育料が最高額になります。

① 保護者が税申告を行っていない世帯

正しい保育料を算定するためには、お早めに市町村または税務署等で税申告を行ってください。

※申告後、課税情報の反映に時間がかかる場合がありますので、ご了承下さい。

※収入がなかった方も申告が必要です。

※扶養に入っている方は、被扶養者として申告が必要です。

※市町村民税は、課税年の 1 月 1 日時点で住民票のある市町村で課税されます。

（税申告の手続方法については、うるま市市民税課（TEL：973-5382）へお問い合わせください。）

（課税年の 1 月 1 日時点で他市町村在住の方は、申告先の市町村へ申告ください。）

② 「国外で就労」または「軍に所属し、収入にかかわる証明書（W-2 等）を提出していない」等の場合

正しい保育料を算定するためには、「収入にかかわる証明書（W-2 等）」をご提出ください。

※R6.8 月までは 2022 年の W-2、R6.9 月からは 2023 年の W-2 の提出が必要です。

（3） 保育料の変更（再算定）について

・「課税額の変更」や「世帯状況の変更」等がある場合は、保育料に影響することがあるため、届け出が必要です。

・保育料の変更（再算定）は、届け出があった翌月に行います。この変更で生じた過不足分は調整（納入・充当・還付）となります。

【変更の届け出が必要な場合】

① 課税額の変更がある場合

<例> ・個人で修正申告をした場合 ・会社が修正申告をした場合 等

② 世帯情報の変更がある場合

<例> ・児童扶養手当の受給開始、受給停止 ・婚姻・離婚の場合 ・生活保護の開始、廃止
・障害者扶養世帯となった場合 等

2. 保育料および給食費のお支払方法



(1) 支払い先

保育料、給食費は、下記のとおり施設によって支払い先が異なります。

- 市へ支払い……〔私立保育園の保育料〕、〔公立保育所、公立認定こども園の保育料・給食費〕
- 各施設へ支払い……〔小規模保育所、事業所内保育所、認定こども園（公立認定こども園を除く）の保育料、給食費〕

区分	私立保育園	公立保育所（与那城） 公立認定こども園 （赤道・伊波・与那城）	小規模保育所 事業所内保育所	私立認定こども園
保育料	●市へ支払い	●市へ支払い	○施設へ支払い	○施設へ支払い
給食費 ※1	○施設へ支払い	●市へ支払い	—	○施設へ支払い

（※1）0歳～2歳クラス（給食費は保育料に含まれています。） / 3歳～5歳クラス（給食費がかかります。（P7参照））

(2) 支払い方法

- 市へ支払いの場合……原則として、「口座振替」にてお支払いとなります。

引 落 日	毎月10日（休日にあたる場合は、翌営業日となります）
登録できる金融機関	・琉球銀行 ・沖縄銀行 ・沖縄海邦銀行 ・沖縄県労働金庫 ・コザ信用金庫 ・沖縄県農業協同組合 ・ゆうちょ銀行（※郵便局にて手続き）

※残高不足等により引き落とし出来なかった場合は、後日督促状と納付書を郵送します。

- 各施設へ支払いの場合……支払い方法が「施設により異なる」ため、各施設へお問い合わせください。

(3) 口座振替の手続方法（①または②のいずれかの方法で手続きください。） ※上記で「●市へ支払いの場合」のみ

① 金融機関の「キャッシュカード」による手続（※専用端末での登録のため、通帳届出印の照合がなく手続きがスムーズです。）

「月末の前日まで」の受付分は、翌月から適用します。（4月中の手続きについてはゴールデンウィークの関係から15日までに手続きをお願いします。）

〔手続に必要なもの〕

- ☐ 金融機関のキャッシュカード ☐ 身分を確認できるもの（運転免許証・マイナンバーカード等）

*金融機関のキャッシュカードがあれば、暗証番号の入力で口座情報の登録ができます。

*沖縄県農業協同組合及びゆうちょ銀行は、キャッシュカードによる手続ができないためご注意ください。（ゆうちょ銀行については、令和6年度4月より利用できるよう調整中となりますので詳細は保育こども園課までお問い合わせ下さい。）

② 金融機関の「通帳届出印」による手続（※通帳届出印の照合後に登録完了となるため、登録までに1カ月程度かかります。）

「20日まで」の受付分は、翌月から適用します。（4月中の手続きについてはゴールデンウィークの関係から15日までに手続きをお願いします。）

〔手続に必要なもの〕

- ☐ 預貯金通帳等 ☐ 通帳届出印（通帳届出印等の不一致がある場合は、登録エラーとなり、再度手続きが必要となります。）

*「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、通帳届出印を押して、各金融機関又は保育こども園課窓口へ提出ください。

*ゆうちょ銀行で口座振替を希望の場合は、郵便局窓口にて直接手続きとなります。

※●市へ支払いの場合で、口座振替手続き後に納付書が届いた場合は、口座登録が完了していません。

(4) 未納がある場合

①分納相談…未納分について納付計画を立てます。

②児童手当払い…申出があった世帯について、「児童手当の全部または一部」を保育料に充てることができます。

〔手続に必要なもの〕

- ☐ 児童手当払いに関する申出書

※年度ごとに申請が必要であり、申請することで、年3回（6月・10月・2月）の児童手当を保育料の支払いに充てることができます。

※受給者ご本人が窓口にて手続きする必要があります。（本人確認ができるもの、印鑑、代理の場合は委任状が必要）

③上記①②を行っていない未納者及び①②を行っても実際に納付のない未納者については、差押え等の滞納処分を行う場合があります。

その他の保育事業について

▼地域子育て支援センター▼

子育て支援センターとは、お子さまが保護者同伴で自由に遊ぶことのできる保育施設です。他の子と一緒に遊ばせることや、保護者同士で子育ての情報交換、支援センターの担当者への育児相談等もできます。

各種行事（お誕生会、身体測定、クッキング、リミック、親子ヨガ等）は園ごとに内容が異なりますので、市ホームページからご確認ください。また、詳しい内容は直接園にお問合せください。

《 利用できる方 》 ・就学前までのお子さんとそのご家族（保護者同伴）

・これから子育てを行う妊娠中の方

《 利用料金等 》 ・原則無料（ただし、行事等への参加は実費負担があります。）

※ 原則、予約なしで利用できますが、行事等は事前予約が必要な場合があります。

《 主な活動内容 》 ・交流保育：保育所の行事に参加したり、親子で同年齢のクラス体験をします。

・育児相談：子育てに関する様々な悩みを保育士が電話や面談で相談に応じます。

・育児講座：子どもの健康、料理講習、おもちゃ作りなど色々な情報を提供します。

専門の方による講座の中から子育てのヒントが見つかります。

・その他：サークル活動の支援、絵本の貸出しなどを行っているセンターもあります。



【支援センターの一覧（市内8カ所）】

あげなこども園（分園）・百合が丘保育園・あかるい子保育園・ひまわりっ童ほいくえん・むぎの子保育園・すくすくこども園
かなさ保育園・大育保育園（前原・石川どろんこ保育園も独自で行っております。詳しくは各園へお問合せください。）

※ あげなこども園（分園）については、令和6年度より社会福祉法人等で運営予定。

▼一時預かり▼

保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児を対象に、保護者の就労・疾病・災害・看護・冠婚葬祭等で、一時的に保育が必要な場合に利用できます。

※ 実施施設の予約状況によっては、お預かりできない場合があります。あらかじめご了承ください。

《 利用方法 》 各保育施設へ直接電話していただき、利用日を園と調整していただきます。

《 実施施設 》 ・あげなこども園（分園）【TEL】972-3847

・石川どろんこ保育園【TEL】987-8101

・前原どろんこ保育園【TEL】987-8601

※あげなこども園（分園）については、令和6年度より社会福祉法人等で運営予定。

問い合わせ先についても、変更となる場合があります。



※ その他料金や利用時間については、各施設ごとに異なります。詳しくは右のQRコードよりご確認ください。

▼延長保育について▼

保護者の保育を必要とする事由（P6参照）によって保育時間が決定されますが、決められた保育時間以外利用は延長利用料が発生します。また、**利用時間及び利用料については各保育施設によって異なります。**

詳しくはP18-29をご覧ください。各保育施設へご確認ください。

▼ファミリー・サポート・センター▼

子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方を会員として、相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行います。詳しくは右のQRコードを参照。

《 開所時間 》 8:30～17:30（土・日・祝日・年末年始除く）【TEL】070-5699-6733

《 住所 》 うるま市安慶名一丁目8番1号（健康福祉センターうるみん2階）



▼病児・病後児保育について▼

病児保育：病気の回復期に至らない場合、かつ症状の急変が認められないと診断された場合に、一時的にお預かりします。

《 実施施設 》 ハート保育園【TEL】989-0045

病後児保育：病気の回復期であり、かつ集団生活が困難な時期において、一時的にお預かりします。

《 実施施設 》 石川どろんこ保育園【TEL】987-8101

前原どろんこ保育園【TEL】987-8601 ※ 前原どろんこ保育園については、令和6年度実施未定。

※ 利用料金や時間、予約方法については各施設によって異なります。直接実施施設へお問合せください。



・利用料の減免について…「非課税世帯」「生活保護世帯」は利用料の減免を受けることができます。
手続方法については、右のQRコードよりご確認ください。

☆個別支援保育 利用申込の流れ

1. 利用対象児童

集団保育が可能であり、個別の配慮が必要な児童（心身の発達の遅れや障がい、疾病、その他）

2. 個別支援保育の内容

個別支援保育では、お子さまの状態に応じた個別の配慮を行います。
（あくまでも集団保育であり、保育者が1対1で対応するものではありません。）



3. 申込みの流れ

(1) 【利用申込み】

＜受付場所＞ ※在園児は、原則園へ必要書類の提出をお願い致します。

- ・一斉受付期間 10月4日（水）～10月19日（水）：大講堂（東棟3階） ※土日祝は除く
午前9時～11時30分 午後1時～4時30分
※10月13日（金）10月19日（木）は、午後6時～8時も受け付けいたします。
- ・一斉受付期間外：こども発達支援課（東棟2階⑤窓口）／ 午前8時30分～午後5時15分

＜必要書類＞ 次の①～④をご提出ください。

- ① 通常保育の申込書類一式（詳しくは P5 を参照してください。）
- ② 「児童状況調査票」（様式②）
- ③ 「個別支援に関する保護者の意見書兼同意書」（様式③）
- ④ 下記⑦～⑩のうち、取得しているものすべての写しをご提出ください。

（⑦～⑩のうち、いずれか1つは必要）

- ⑦「身体障害者手帳」⑧「特別児童扶養手当証書」⑨「療育手帳」⑩「通所受給者証」
- ⑪「小児慢性特定疾患児手帳」⑫「指定医療費（指定難病）医療受給者証」
- ⑬「発達検査結果等の発達状況に関する所見」
（様式④一④ または 病院・行政機関の様式で発行された発達検査結果など）
- ⑭「集団保育に係る医療的所見」

医療機関での費用は保護者負担となります。

様式④一④は、通院中の方のみ、主治医より記載してもらい、提出して下さい。
様式②～④は保育こども園課窓口にて受け取り、もしくはうるま市ホームページ（QRコード）よりダウンロードしてください。）



(2) 【個別支援保育の必要性の確認】

提出された申請書類を確認し、個別支援保育の必要性を検討します。

(3) 【行動観察の実施】 ※行動観察は提出された書類等で集団保育の可否や個別支援保育の必要性について判断が難しい場合に行います。

＜行動観察の内容＞

うるまこどもステーション「親子通園施設」で2時間程度の予定で実施いたします。
保護者とお子さまで参加していただき、公認心理師・保健師・巡回相談員・保育士等が、お子さまの遊ぶ様子から、他児との関わりや行動を観察し、状態を把握します。また、お子さまの様子や成育歴などについて保護者に確認いたします。



＜実施時期＞

- 1. 一斉受付期間の場合 : **令和5年10月下旬を予定**
- 2. 一斉受付期間外の場合 : **必要に応じて実施**

※行動観察の実施日・場所などについては、申し込みの際に予約調整を行います。

(4) 【利用調整（入所調整）】

個別支援保育利用を申請される方が優先となりますが、施設の空き状況によっては、希望園以外で入所が決定となる場合がございます。ご了承ください。

個別支援保育については、こども発達支援課が担当しております。こども発達支援課 TEL: 098-923-7108

☆ 医療的ケア児 利用申込について

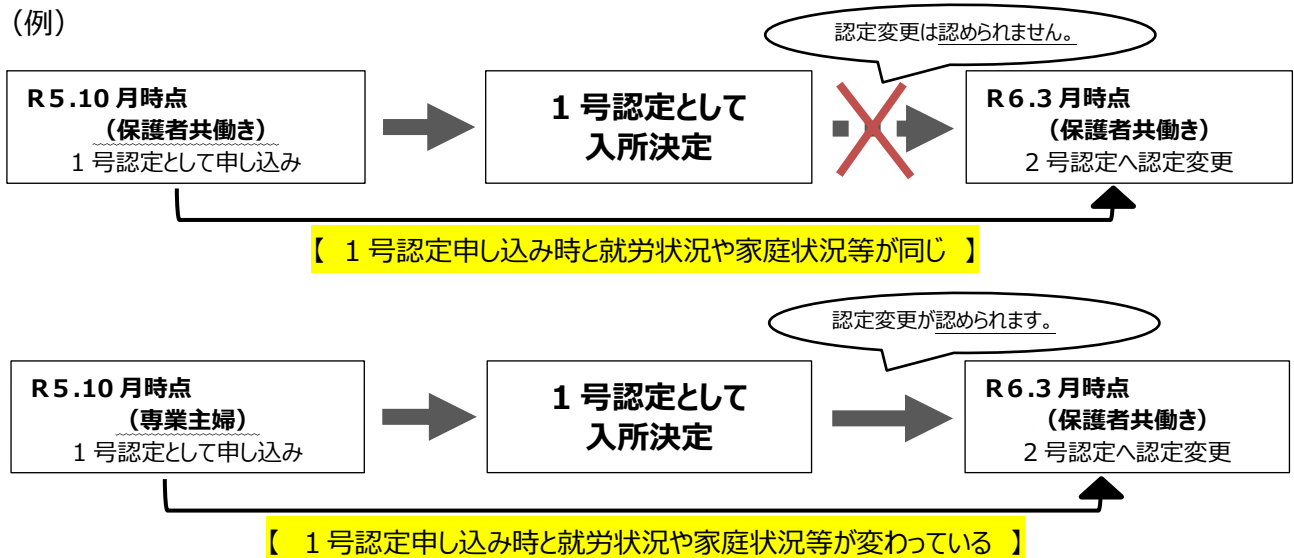
*医療的ケア（インスリン投与・喀痰吸引・経管栄養・導尿など、医師の指示に従い看護師が行う処置）を必要とする場合は、入所申込前にご相談下さい。

*医療的ケア児の相談については、こども教育支援課が担当しております。 TEL: 098-923-7119
*医療的ケア児の利用申込については、保育こども園課が担当しております。 TEL: 098-973-5427

公立幼稚園から移行した認定こども園の 1 号認定から 2 号認定への認定変更について

1 号認定として利用申し込みを行った後に、2 号認定として同施設を利用したい場合は、就労状況や家庭の状況が申し込み時点と変わったことを確認し認定変更を認めることとします。

(例)



※ 1 号認定として入所決定後に 2 号認定へすぐに認定変更が行われると、園の受入れ体制等に大きく影響を及ぼします。また、1 号認定の利用できる施設が限られている為、1 号認定利用者の受け皿確保も考慮し、家庭環境の変化による認定変更のみ認めることとします。

※ 年度途中の支給認定変更についても同様に取り扱います。

※ 産前産後（2 号認定要件）の前に 1 号として利用していた場合には、みなし育休（2 年）を取得することはできません。

令和 6 年度「公立認定こども園」の「公私連携型認定こども園」(民営) への移行について

「うるま市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等基本計画」に基づき、市及び地域と連携し継続的かつ安定的に設置・運営を図るため、【市立あげなこども園】を公私連携幼保連携型認定こども園（民営）へ移行します。

移行対象の 公立認定こども園	運営法人	所在地 / 受入規模	申込み先
あげなこども園	社会福祉法人 みどり葉福社会	【所在地】 西原 129 番地 【受入規模】 令和 6 年 4 月から 3 歳～5 歳（118 名）	うるま市役所 
あげなこども園 (分園)		【所在地】 安慶名 251 番地 【受入規模】 令和 6 年 4 月から 0 歳～2 歳（39 名）	

※ 上記内容は予定となっており、受入規模等に変更がある場合がございます。

【あげなこども園の施設整備について】

現在の敷地とは別場所（あげな小学校を中心に半径 500m 以内）に本園と分園の両施設を統合するかたちで一つの施設に建て替えるを予定しております。

※ R6.4.1 民営による運営開始後、新園舎の整備が完了するまでの間は既存施設を利用しての運用となります。

◆ 大まかな整備スケジュール

※ 整備の進捗により新園舎による運用開始時期が前後します。



よくある質問 FAQ (Frequently Asked Questions)



1. 入所申し込みの前におこなっておいた方がよいことなどはありますか？

希望する園は可能な限り事前見学をお願いします。

例年、入所決定後に「思っていたものと違う」「保育方針が合わない」などを理由に辞退される方がいます。辞退後は、再度入所選考となり、希望する園がすでに定員いっぱいになっている状況が多々ありますので事前に確認し申請することが重要です。

特に下記の点については、事前に十分ご確認ください。

①保育方針（園が行う保育に対する考え方）

※園の雰囲気（子どもたちや保育する人の様子、施設環境）等を目で見て、園からの説明を聞き、希望園を決めることが重要です。

②食物アレルギーの対応範囲

③個別支援児の受入れ方法（加配職員の配置や現状等）の考え方

2. きょうだいで申し込む場合、勤務証明書等の各種要件書類は全員分準備するのですか？

きょうだい全員分の要件書類は必要ありません。入所申し込みをするきょうだい児のうち、年齢が一番下のきょうだいへ要件書類の添付をお願いします。

※年度途中に行われる現況届の要件書類においても同様となります。

3. 入所申し込み後に希望する園を変更することはできますか？

一斉申し込みの期間内（10/19 迄）であれば、会場へ再来所いただき再度申し込みをすることにより希望園を変更することが可能です。入所選考の関係上、10月20日から一次選考（1月末頃予定）までの間は、希望園を変更することはできないので十分ご注意ください。

※二次選考（2月末頃予定）、三次選考（3月中旬頃予定）に向けて希望園を変更したい場合は1月4日より保育こども園課窓口にて再申込みを受付いたします。選考スケジュール等の詳細については、「令和6年度入園申込スケジュール（P4参照）」をご確認ください。

※4月以降希望園を変更したい場合は、保育こども園課までお問い合わせをお願いします。

4. 入所保留（待機）になった場合、新たに申し込みをする必要がありますか？

入所申し込みは、年度末まで有効であるため、希望園を変更したい場合や保育を必要とする事由（就労や求職等）に変更がある場合を除き、新たに申し込みを行う必要はなく、毎月選考が行われます。

※令和5年度中の入所申し込みは、令和6年3月まで有効です。

※令和5年中に入所保留（待機）となっている方で、令和6年4月からの入所を希望される方は、10月の一斉申し込みにて新たに申し込みが必要です。

※入所保留（待機）の方で、希望園の変更や保育を必要とする事由に変更がある場合は、手続きが必要な場合がありますので保育こども園課までご連絡をお願いします。

5. 令和6年5月からの入所申し込みはできますか？

10月に行われる一斉申し込みにおいては令和6年5月以降の入所申し込みはできません。5月以降の入所申し込みについては、2月1日より保育こども園課窓口にて申込受付を開始いたします。

令和6年度 利用申込書 兼 支給認定申請書（施設型給付費・地域型保育給付費等）



令和 5 年 10 月 4 日

記入例

☐無 ☐新規
☐在園 ☐転園

別紙同意事項をご確認の上、必ずご記入ください。

R6/4/1 時点の年齢を記入してください。

申請保護者氏名 うるま 太郎

※別紙の同意事項に同意の上、申請します。

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等にかかる「利用申込」と「支給認定申請」を併せて行います。

申請にかかる 小学校就学前 子ども	氏 名 (フリガナ) ウルマ ハナコ	生 年 月 日 令和 2 年 5 月 1 日 平成	年 齢 ※R6/4/1時点 3歳	性 別 女
	うるま 花子			
現 住 所	うるま市みどり町一丁目1番1号 (うるま市外在住の方は、うるま市を二重線で削除し)		(R5年1月1日付住所) ※父・母で異なる場合はそれぞれ記載 父 〇〇 母 〇〇 都 道 府 県 〇〇 市 区 町 〇〇	
連 絡 先	(父携帯番号) 000 - 0000 - 0000	(母携帯番号) 000 - 1111 - 1111		

保育料の算定に必要な情報のため、R5/1/1時点でうるま市以外の住所の方は必ずご記入ください。

利用開始を希望する期間	令和 年 月 日 ~ 令和7年3月31日まで (※左記期間が選考対象期間となります。) ※R7年度も選考にかけられる場合は、R7年度の申込みが必要となります。 ※申請日よりさかのぼって支給認定証を発行することはできませんので、余裕をもって申請してください。
-------------	--

①申込区分

必ず (1) ~ (2) のうち1つチェックしてください。

- ☐ 【1号認定の申込み】※基本14時までの利用となります。
(1) 教育標準時間認定(1号認定)・・・認定こども園【こども園】
☒ 【2号認定、3号認定の申込み】
(2) 保育認定(2・3号認定)・・・保育所/認定こども園/小規模保育所/事業所内保育所

③保育を必要とする事由

下記の事由から該当する番号を記入して下さい。※入所希望月の状況(見込み)

続柄 番号

②希望する場合施設名を記入 (記載されていない園は入所選考に含まれません)

施設番号及び希望施設名 どちらも記入してください。 (令和6年度入園案内P18 ~29の施設番号を参照) ※園によって受入れ可能 年齢が異なります。よく 確認してご記入ください。 園の対象年齢と申請児 童の年齢が異なる場合、 選考対象となりません。	希望順	施設番号	希望施設名 ※認定こども園等に入所決定することにより、隣接または近隣の 入学が保障されることはありません。
	第1希望	〇〇〇	〇〇〇 保育所(園)
	第2希望	△△△	△△△ 保育所(園)
	第3希望	□□□	□□□ 保育所(園)
	第4希望	×××	×××
	第5希望	☆☆☆	☆☆☆

保育所を希望する方は希望園を1つ以上、最大で第5希望まで記入ください。
入所選考は希望園についてのみ行われます。

- 1: 疾病・障害 /: 妊娠・出産
2: 介護・看護
3: 求職活動
4: 就学
5: 育休、みなし育休

申込時点で育休中の方は、次のいずれかを選択し、チェックしてください。育休延長希望の方は入所希望月を必ず記入してください。

ア. 今後の転居予定	☒ 無・ ☐ 有 (転居予定日: R 年 月 日) (転居予定 ※こども園校区内加算(+5点)は、原則、入所選考時点の住所地に基つき加算します。(公立幼稚園、小学校等へ移行した認定こども園を希望する3~5歳児が対象)
イ. 出産予定の月日	月 日
ウ. 出産後の予定	☐ 入所決定後、入所月の翌月1日までに復帰が可能 ☒ 育休休業を延長希望 (保育所等はR6年 11月から希望)(延長希望-500点)

番号は、きょうだいで必ずそろえてください。

④きょうだいの入所選考の希望 複数のきょうだいの利用

同時に2人以上申し込みする場合のみ記入してください。

番号記入欄 ●希望番号(2 番)

- 1 申込中のきょうだいと、同園の入園のみ、入園を希望します。 (※入園できない可能性が高くなります。)
- 2 申込中のきょうだいと、同園の入園を希望しますが、同園に入園できない場合に限り別々の園でも入園を希望します。
- 3 申込中のきょうだいで、個々の希望順位を優先で入園を希望します。 (きょうだい考慮なし)

※きょうだい番号の記載がない場合や、きょうだいで別々の番号が選択されている場合は、「2」番として入所選考しますので、ご了承ください。

家庭の状況(※入所希望月の1日時点の状況をご記入ください。)

区分	氏名 個人番号(マイナンバー) (ふりがな) うるま はなこ	申込児童との続柄	生年月日	年齢	多子妊娠対象者	入所希望月の1日時点の勤務先(主婦)・学校名・家庭保育 など	居住状況 (別居の場合住所記入) (同・別)	担当者記入欄 個人番号確認
児童の世帯員	マイナンバー うるま 花子 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	本人	S H R 2.5.1	3		R6/4/1 時点の年齢を記入してください。	(同・別)	□個人番号カード
	(ふりがな) うるま たろう	☒ 父 ☐ 母 ☐ きょうだい ☐ その他 ()	S H R 50.1.1	46		〇〇〇会社	(同・別)	□通知カード □住民票 ※コピー可
	マイナンバー うるま 太郎 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							
	(ふりがな) うるま よしこ	☐ 父 ☒ 母 ☐ きょうだい ☐ その他 ()	S H R 60.1.1	38		〇〇〇病院	別住所であっても、生計を一にしている子がいる場合は記入してください。	身分証確認 顔写真つきの公的証明書を下記のうちから一つ提示してもらう
	マイナンバー うるま 良子 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3							
	(ふりがな) うるま じろう	☐ 父 ☐ 母 ☒ きょうだい ☐ その他 ()	S H R 29.8.1	6	○	〇〇〇保育園		□マイナンバーカード
	マイナンバー うるま 次郎 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4							□運転免許証
	(ふりがな) うるま さぶろう	☐ 父 ☐ 母 ☒ きょうだい ☐ その他 ()	S H R 15.1.1	21	○		(同・別) 〇〇県〇〇市	□パスポート
	マイナンバー うるま 三郎 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5							□住民基本台帳カード
	(ふりがな)	☐ 父 ☐ 母 ☐ きょうだい ☐ その他 ()					(同・別)	□その他
マイナンバー								
(ふりがな)	☐ 父 ☐ 母 ☐ きょうだい ☐ その他 ()					(別)		
マイナンバー								
(ふりがな)	☐ 父 ☐ 母 ☐ きょうだい ☐ その他 ()					(別)		
マイナンバー								

すべての項目をよく読み、該当するものに必ず☒をつけるようにお願いします。☒漏れ等があると入所選考時や入所の際に不利益となる場合がありますのでご注意ください。

OR6.5月以降の入所希望・・・R6.2月から受付開始となります。入所希望月の前月10日までが新規申込・希望園変更の受付締切りとなります。（*空き状況は毎月初旬に市HPに掲載します。）

NO	内容	保護者チェック欄
1	持病、病歴はありますか。	☒ 無 ☐ 有 ☐ 通院中 [病名: _____]
2	発育・発達について気になる点がありますか。	☒ 無 ☐ 有 [内容: _____]
3	乳幼児健診において、要経過観察の説明がありましたか。	☒ 無 ☐ 有 [内容: _____]
4	関係機関から発行済のもの（申請中）のものがあれば <u>すべてに</u> ☒ して下さい。	☐ 療育手帳 ☐ 小児慢性特定疾患児手帳 ☐ 指定医療費（指定難病）医療受給者証 ☐ 身体障害者手帳 ☐ 特別児童扶養手当証書 ☐ 発達検査結果等の発達状況に関する所見 ☐ 通所受給者証 ☐ 集団保育に係る医療的所見（診断書など）
5	入所にあたり、個別支援保育利用を希望しますか。	☒ 希望しない ☐ 希望する
6	入所にあたり、園側で医療的ケアが必要になりますか。	☒ 必要なし ☐ 必要 ※申込時に事前相談が必要となります。

⑦入所選考加点項目チェック欄

NO	内容	備考	保護者チェック欄		職員確認欄
			加点点なし	加点点あり	
1	保護者（父及び母）の不在で、祖父母等が保育している。（100点）	現に監護を行うものが児童手当を受給している。	☒	☐	☐
2	保護者（父又は母）の不在である。（40点）	離婚、未婚、死別、離婚調停中、行方不明、拘禁など	☒	☐	☐
3	保護者が単身赴任中である。（5点）	沖縄本島外への単身赴任等	☒	☐	☐
4	生活保護世帯である。（5点）	生活保護受給証明書等により確認。	☒	☐	☐
5	障がい者がいる世帯である。（住民票同一世帯）（6点）	障害者手帳、療育手帳、障害基礎（厚生）年金証書の写し等により確認。	☒	☐	☐
6	申込児童が多胎児（双子等）である。（5点）	双子を基準として、三つ子等増えるごとに5点加点点とする。	☐	人数：2名 ☒	☐
7	多子世帯（子ども3人以上）である。（6点）	保護者が扶養する別世帯の子ども（県外在住等）も対象とする。	☒	☐	☐
8	教育・保育施設で従事する者（有資格者）（200点）	教育・保育施設等で保育士または幼稚園教諭として従事しているもの（保育補助を除く） ※認可保育所（小規模保育所、事業所内保育所を含む）、認定こども園、認可外保育所、幼稚園での就労を対象とする。（幼稚園教諭または看護師、保健師がみなし保育士として従事する場合を含む）	☒	☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ 看護師 ☐ 保健師 ☐ その他（ ）	☐
9	認定こども園校区内 （公立幼稚園から移行した認定こども園の3～5歳児クラスの希望者で、原則、入所選考時点で校区内に住所を有するものを対象）（5点）	転居予定地の認定こども園を希望する場合であって、入所選考時点で転居予定であることが確認できた場合は対象とする。	☐	園名：赤道こども園 ☒	☐



2. 無償化の申請方法について（施設等利用給付）

- 3歳から5歳までの児童は、保育施設等を利用する児童の保育料が無償になります。
 - 0歳から2歳までの児童は、保育の必要性の認定を受けた市民税非課税世帯の児童の保育料が無償となります。
- 詳細は下記をご覧ください。

1. 無償化上限額、対象、申請手続きの有無

下表で無償化申請の提出が「必要」となっている場合は、次ページの「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

利用する施設	保育を必要とする事由（P6参照）	無償化となる児童の年齢	条件	認定区分	無償化の上限額（月額）	無償化申請の提出
・公立保育所 ・認可保育所	ある	3歳～5歳 (満3歳となった後の4月1日から小学校就学前まで)	-	2号認定	保育料無償	不要
		0歳～2歳 (0歳から3歳になった後の3月31日まで)	市民税非課税世帯	3号認定		
・認定こども園 ・私立幼稚園	ない	3歳～5歳 (満3歳になった後)	-	1号認定	預かり保育：11,300円	必要 (次ページの申請が必要です。)
	ある	3歳～5歳 (満3歳となった後の4月1日から小学校就学前まで)	-	2号認定 ※私立幼稚園は不可 新2号認定		
・新制度未移行幼稚園 (ヨゼフ幼稚園、沖縄アミックスインターナショナル幼稚園)	ない	3歳～5歳 (満3歳になった後)	-	新1号認定	入園料・保育料：25,700円	必要 (次ページの申請が必要です。)
	ある	3歳～5歳 (満3歳となった後の4月1日から小学校就学前まで)	-	新2号認定	入園料・保育料：25,700円	
					預かり保育料 450円×利用日数 (ただし、11,300円が最上限)	
		満3歳となった日から最初の3月31日まで	市民税非課税世帯	新3号認定	入園料・保育料：25,700円 預かり保育料 450円×利用日数 (ただし、16,300円が最上限)	
・認可外保育施設 (令和6年10月以降は、沖縄県指導監督基準を満たしている施設のみ対象) ・一時預かり ・病児保育 ・ファミリーサポートセンター ※複数利用可	ある	3歳～5歳 (満3歳となった後の4月1日から小学校就学前まで)	-	新2号認定	保育料：37,000円	必要 (次ページの申請が必要です。) ※保育所の利用申込を行い「保育の必要性の認定」を受けている場合は不要。
		0歳～2歳 (0歳から満3歳になった後の3月31日まで)	市民税非課税世帯	新3号認定	保育料：42,000円	

※給食費や送迎費、行事参加費などの実費徴収は保護者負担となります。

※満3歳の受け入れに関しては、施設によって受け入れ状況が異なります。

※新1～3号認定とは、令和元年10月に開始した幼児教育・保育無償化制度において、認可外保育施設や新制度未移行幼稚園、預かり保育等を利用した際に、無償化の対象となるために受ける必要がある認定で、認可保育所等を利用する際に受ける従来の1～3号認定とは異なります。

※認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンターは併用して上限額まで無償化を受けられますが、その他の施設とは併用不可です。

【重要】

保育を必要とする事由が無くなったことにより、年度途中で認定期間が満了となった場合は、満了日以降は無償化の対象となりません。引き続き無償化を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、認定期間が満了となる前に保育こども園課にて手続きをください。

■転入・転出の場合は、手続きが必要です。

「うるま市への転入」、「市外への転出」の場合、居住する市町村で改めて無償化の申請、認定が必要です。

2. 無償化の申請方法について（施設等利用給付）



（１）申請手続き

- 前ページの表で「無償化申請の提出欄が必要」となっている場合は、事前に下記の手続きが必要です。
- 手続きに不備がなく、認定を受けるとその後から無償化を受けることができます。
(遡っての認定は出来ませんので、お早めに申請ください。)

- ① 提出先 うるま市保育こども園課（東棟 2 階）
- ② 必要書類 下表のとおり



【必要書類一覧】*申請書様式は、市ホームページ（下記 URL）からダウンロードできます。

利用する施設	保育を必要とする事由	必要書類	備考
・新制度未移行幼稚園	なし	「子育てのための施設等利用給付認定書」 (法第 30 条の 4 第 1 号)	ヨゼフ幼稚園、アミークス等
・新制度未移行幼稚園 (預かり保育を利用している場合)	あり	1. 「子育てのための施設等利用給付認定書」 (法第 30 条の 4 第 2 号・第 3 号) 2. 保育を必要とする事由が証明できる書類(P6 参照)	
・認定こども園(1号認定)・私立幼稚園 (預かり保育を利用している場合)	あり	1. 「子育てのための施設等利用給付認定書」 (法第 30 条の 4 第 2 号・第 3 号) 2. 保育を必要とする事由が証明できる書類(P6 参照)	
・認可外保育施設 ※令和 6 年 10 月以降は沖縄県指導監督基準を満たした施設のみが対象 ・預かり保育 ・病児保育 ・ファミリーサポートセンター	あり	1. 「子育てのための施設等利用給付認定書」 (法第 30 条の 4 第 2 号・第 3 号) 2. 保育を必要とする事由が証明できる書類(P6 参照) 3. 課税証明書(0 歳～2 歳の場合のみ)	沖縄県指導監督基準を満たしているかは、下記の QR コードから確認できます。

※施設等利用給付においては、みなし育休での申請はできません。

※確認を受けた施設が無償化の対象なので市ホームページ（下記 QR 参照）にてご確認ください。

（２）認定を受けた後の無償化の流れ

- 無償化の方法として、「①法定代理受領」と「②償還払い」がありますが、施設によって異なります。
- 無償化の方法が①、②どちらになるか、利用する施設へお問い合わせください。

①法定代理受領

施設が保護者に代わり、無償化の費用をうるま市に請求するので、上限の範囲内で、施設への保育料等の支払いが不要になります。

②償還払い

I. 保護者が施設に保育料等を支払います。

II. 「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証 兼 提供証明書」を施設からもらいます。

III. 保育こども園課にて「施設等利用費請求書」を記入し、II を添付して市へ提出します。

IV. 後日、市から保育料等が払い戻されます。

(請求の期限は、保育サービスを利用した翌月 1 日から起算して 2 年間です。2 年を過ぎた月分は請求することが出来ませんのでご注意ください。)

【市民税非課税の考え方】

令和 6 年 8 月分までの保育料等が無償になるかは、令和 5 年度が非課税であるかで判断し、令和 6 年 9 月分以降の保育料が無償になるかは、令和 6 年度が非課税であるかで判断します。

年	令和 6 年									令和 7 年		
月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
課税	令和 5 年度の課税額で判断 (令和 4 年 1 月～令和 4 年 12 月の収入)					令和 6 年度の課税額で判断 (令和 5 年 1 月～令和 5 年 12 月の収入)						

幼児教育・保育の無償化についてはこちらから

<https://www.city.uruma.lg.jp/kurashi/119/800/1957>



【認定こども園】



左のQRコードを読み取ると、グーグルマップで下記施設等の位置図が表示されます。正常に表示するためには、Googleアカウントが必要です。※グーグルマップの番号と、下記施設番号は異なりますので、ご利用の際はご注意ください。

※1 令和5年9月1日時点での給食費を記載しています。給食費の価格は変更になる可能性があります。

※2 預かり保育利用料は別途、食費・おやつ代がかかる場合があります。

☆この施設一覧に掲載されている内容は、変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

地区	種別	施設番号	施設名	所在地	認定区分	電話番号	開所時間（延長含む）		利用定員※（令和6年4月1日予定）								認定利用区分時間		延長保育 ※標準時間認定の延長保育			給食費 ※1		慰霊の日
							月～金曜日	土曜日	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	標準時間	短時間	時間	利用料（月）	利用料（時間）	主食費 （市補助（500円） 減免後の額）	副食費（円）		
具志川地区	公立	250	赤道こども園	字赤道921	1号	973-1217	7：15-19：00	7：15-18：15	－	－	－	10	10	10	30	8：00-14：00		－	－	－	500	3,500	休園	
					2号		－	－	－	5	10	25	40	7：15-18：15	8：00-16：00	～19：00	3,000	300/1H	500	4,500				
	私立	199	（仮称）あげなこども園 ※社会福祉法人等へ運営を移行予定。	字西原129	1号	民営化に関して 923-7624 （こども政策課） 保育の内容に関して -988-5178- や天瀬こども園） 979-757 （あげなこども園）	7：15-19：00	7：15-18：15	－	－	－	10	10	10	30	8：00-14：00		－	－	－	400	3,600	休園	
					2号		－	－	－	24	24	40	88	7：15-18：15	8：00-16：00	～19：00	3,000	300/1H	500	4,500				
		201	（仮称）あげなこども園 分園 ※社会福祉法人等へ運営を移行予定。	字安慶名251	3号	7：15-19：00	7：15-18：15	3	18	18	－	－	－	39	7：15-18：15	8：00-16：00	～19：00	3,000	300/1H	－	－	休園		
		251	具志川こども園	字具志川3133	1号	973-5241	7：30-19：00	7：30-18：30	－	－	－	5	5	5	15	8：00-14：00		－	－	－	0	4,500	休園	
					2号		－	－	－	15	15	20	50	7：30-18：30	8：00-16：00	～19：00	3,000	300/1H	500	4,500				
		167	まことかわさきこども園	字川崎117	1号	972-5239	7：30-19：30	7：30-18：30	－	－	－	8	8	8	24	8：00-14：00		－	－	－	500	3,500	休園	
					2・3号		6	12	12	17	17	17	81	7：30-18：30	8：00-16：00	～19：30	－	200/30分	500	4,500				
		178	すくすくこども園	字兼箇段1171-10	1号	975-1166	7：00-19：00	7：00-18：00	－	－	－	5	5	5	15	8：00-14：00		－	－	－	500	5,000	休園	
					2・3号		12	18	18	30	30	30	138	7：00-18：00	8：00-16：00	～19：00	－	200/30分	500	5,000				
		188	すくすくこどもの家 （すくすくこども園分園）	字兼箇段1659-9	3号	923-3214	7：00-19：00	7：00-18：00	6	12	12	－	－	fea	30	7：00-18：00	8：00-16：00	～19：00	－	300/30分 400/1H	－	－	休園	
		180	認定こども園まどか保育園	字高江洲735-2	1号	974-1990	7：15-19：15	7：15-18：15	－	－	－	5	5	5	15	8：00-14：00		－	－	－	0	4,500	休園	
					2・3号		6	12	12	20	20	20	90	7：15-18：15	8：00-16：00	～19：15	3,000	300/1H	500	4,500				
		205	ハッピーネスこども園	字仲嶺231	1号	974-1177	7：00-19：00	7：00-19：00	－	－	－	5	5	5	15	7：00-18：00		～19：00	上限5,000円 （利用分請求）	300/1H	500	5,500	休園	
					2・3号		－	－	40	35	35	30	140	7：00-18：00	8：00-16：00	～19：00	上限5,000円 （利用分請求）	300/1H	500	5,500				
207	愛しみ第2分園 （ハッピーネスこども園分園）	字仲嶺271-1	3号	911-9955	7：00-19：00	7：00-19：00	－	30	－	－	－	－	30	7：00-18：00	8：00-16：00	～19：00	上限5,000円 （利用分請求）	300/1H	－	－	休園			
206	愛しみ分園 （ハッピーネスこども園分園）	字田場1003-2	3号	953-2055	7：00-19：00	7：00-18：00	20	－	－	－	－	－	20	7：00-18：00	8：00-16：00	～19：00	上限5,000円 （利用分請求）	300/1H	－	－	休園			
208	にじの色こども園	字高江洲794-1	1号	974-1720	7：15-19：00	7：15-18：15	－	－	－	5	5	5	15	8：15-14：15		－	－	－	500	4,500	休園			
			2・3号		15	24	24	25	25	25	138	7：15-18：15	8：15-16：15	～19：00	3,000	300/1H	500	4,500						
222	豊原まどかこども園	字豊原230-1	1号	973-4942	7：15-19：00	7：15-18：15	－	－	－	5	5	5	15	8：00-14：00		－	－	－	0	4,500	休園			
			2・3号		6	12	12	20	20	20	90	7：15-18：15	8：00-16：00	～19：00	3,000	300/1H	500	4,500						

1号認定		長期休暇				預かり保育 利用料 （円） ※2
1号認定 預かり保育時間		春	夏	秋	冬	
曜日	時間					
月～金	14:00-19:00	○	○	－	○	800/日 400/半日 長期休暇 800/日
土 （長期）	8:00-18:15					
月～金	14:00-19:00	○	○	－	○	300/1H
土 （長期）	8:00-18:15					
－						
月～金	14:00-18:30	○	○	－	○	900/日 450/半日 長期休暇 900/日
土 （長期）	8:00-18:30					
月～金	14:00-19:00	○	○	－	○	14時～ 100/30分 長期休暇 8月のみ （土曜日含む） 200/日
土 （長期）	7:30-18:30					
月～金	14:00-18:00	○	○	－	○	900/日 450/半日 長期休暇 900/日
土 （長期）	7:00-18:00					
－						
月～金	14:00-18:15	○	○	－	○	400/半日 ※8時～14時 14時以降は1 時前毎に100 円徴収
土 （長期）	7:15-18:15					
月～金	－	－	－	－	－	無し
土 （長期）	－					
－						
－						
月～金	14:15-18:15	○	○	－	○	900/日 450/半日 長期休暇 900/日
土 （長期）	－					
月～金	14:00-18:15	○	○	－	○	400/半日 ※8時～14時 14時以降は1 時前毎に100 円徴収
土 （長期）	8:00-18:15					

1号認定		長期休暇				預かり保育 利用料 (円) ※2
1号認定 預かり保育時間		春	夏	秋	冬	
曜日	時間					
月～金	14:00-19:00	○	○	-	○	800/日 400/半日
土 (長期)	8:00-18:15					長期休暇 800/日
月～金	14:00-19:00	○	○	-	○	300/1H
土 (長期)	8:00-18:15					
-						
月～金	14:00-18:30	○	○	-	○	900/日 450/半日
土 (長期)	8:00-18:30					長期休暇 900/日
月～金	14:00-19:00	○	○	-	○	14時～ 100/30分 長期休暇 8月のみ (土曜日含む) 200/日
土 (長期)	7:30-18:30					
月～金	14:00-18:00	○	○	-	○	900/日 450/半日
土 (長期)	7:00-18:00					長期休暇 900/日
-						
月～金	14:00-18:15	○	○	-	○	400/半日 ※8時～14時 14時以降は1 時間毎に100 円徴収
土 (長期)	7:15-18:15					
月～金	-	-	-	-	-	無し
土 (長期)	-					
-						
-						
月～金	14:15-18:15	○	○	-	○	900/日 450/半日
土 (長期)	-					長期休暇 900/日
月～金	14:00-18:15	○	○	-	○	400/半日 ※8時～14時 14時以降は1 時間毎に100 円徴収
土 (長期)	8:00-18:15					

【認定こども園】



左のQRコードを読み取ると、グーグルマップで下記施設等の位置図が表示されます。正常に表示するためには、Googleアカウントが必要です。※グーグルマップの番号と、下記施設番号は異なりますので、ご利用の際はご注意ください。

※1 令和5年9月1日時点での給食費を記載しています。給食費の価格は変更になる可能性があります。

※2 預かり保育利用料は別途、食費・おやつ代がかかる場合があります。

☆この施設一覧に掲載されている内容は、変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

地区	種別	施設番号	施設名	所在地	認定区分	電話番号	開所時間（延長含む）		利用定員※（令和6年4月1日予定）							認定利用区分時間		延長保育 ※標準時間認定の延長保育			給食費 ※ 1		慰 霊 の 日
							月～金曜日	土曜日	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	標準時間		時間	利用料 （月）	利用料 （時間）	主食費 （市補助（500円） 減免後の額）	副食費 （円）	
																7:00-18:00	8:00-16:00						
具志川地区	私立	228	すずらんこども園	字赤道575	1号	987-8670	7:00-19:00	7:00-18:00	-	-	-	5	5	5	15	8:00-14:00		-	-	-	500	4,500	休園
					2・3号		7:00-19:00	7:00-18:00	9	12	15	18	18	18	90	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	
		225	兼原こども園	字喜屋武384	1号	989-4368	7:30-19:00	7:30-19:00	-	-	-	15	15	15	45	8:00-14:00		-	-	-	0	3,300	休園
					2・3号		7:30-19:00	7:30-19:00	9	12	12	12	12	12	69	7:30-18:30	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/30分	0	5,000	
		224	田場こども園	字田場874-1	1号	989-0273	7:30-19:00	7:30-18:30	-	-	-	10	10	10	30	8:00-14:00		-	-	-	500	2,500	休園
					2号		7:30-19:00	7:30-18:30	-	-	-	30	30	30	90	7:30-18:30	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	
		252	高江洲こども園	字高江洲17- 1	1号	989-8141	7:30-19:00	7:30-19:00	-	-	-	10	10	10	30	8:00-14:00		-	-	-	0	3,300	休園
					2・3号		7:30-19:00	7:30-19:00	9	18	18	20	20	20	105	7:30-18:30	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/30分	0	5,000	
		139	天願こども園	みどり町1-8-2	1号	988-5178	7:30-19:00	7:30-18:30	-	-	-	10	15	20	45	8:15-14:00		-	-	-	400	3,600	休園
					2号		7:30-19:00	7:30-18:30	-	-	-	15	30	35	80	7:30-18:30	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	
		166	中原こども園	字宮里708	1号	973-6280	7:30-19:00	7:30-19:00	-	-	-	15	15	15	45	8:00-14:00		-	-	-	0	3,300	休園
					2・3号		7:30-19:00	7:30-19:00	9	12	18	40	40	40	159	7:30-18:30	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/30分	0	5,000	
		235	認定こども園 ひまわりっ童はいくえん	みどり町2-22-22	1号	974-4611	7:00-19:00	7:00-18:00	-	-	-	5	5	5	15	8:00-14:00		-	-	-	400	3,600	休園
					2・3号		7:00-19:00	7:00-18:00	-	34	34	40	40	20	168	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	
		236	認定こども園 ひまわりっ童はいくえん 分園ひよこ	字赤野1255	3号	974-6633	7:00-19:00	7:00-18:00	30	-	-	-	-	-	30	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	-	-	休園
		256	むぎの子第二こども園	字具志川2139-3	1号	989-1884	7:00-19:00	7:00-18:00	-	-	-	5	5	5	15	8:00-14:00		-	-	-	500	5,000	休園
2・3号	7:00-19:00				7:00-18:00		6	18	18	20	13	5	80	7:00-18:00	8:30-16:30	～19:00	-	300/1H	500	5,000			
257	ひがしの大空こども園	字具志川2964	1号	988-5811	7:00-19:00	7:00-18:00	-	-	-	5	5	5	15	7:00-14:00		～19:00	3,000	300/1H	500	5,000（14時迄のびやうり手要利用費4,700）	休園		
			2・3号		7:00-19:00	7:00-18:00	12	18	18	24	24	24	120	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	5,000			
258	幼保連携型認定こども園 わくわくはいくえん	字江洲1380	1号	923-0980	7:00-19:00	7:00-18:00	-	-	-	5	5	5	15	8:00-14:00		-	-	-	500	5,000	休園		
			2・3号		7:00-19:00	7:00-18:00	9	24	24	24	24	24	129	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	-	300/30分 400/1H	500	5,000			
																						</	

【認定こども園】



左のQRコードを読み取ると、グーグルマップで下記施設等の位置図が表示されます。正常に表示するためには、Googleアカウントが必要です。※グーグルマップの番号と、下記施設番号は異なりますので、ご利用の際はご注意ください。

※1 令和5年9月1日時点での給食費を記載しています。給食費の価格は変更になる可能性があります。

※2 預かり保育利用料は別途、食費・おやつ代がかかる場合があります。

☆この施設一覧に掲載されている内容は、変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

地区	種別	施設番号	施設名	所在地	認定区分	電話番号	開所時間（延長含む）		利用定員※（令和6年4月1日予定）								認定利用区分時間		延長保育 ※標準時間認定の延長保育			給食費 ※1		慰霊の日	1号認定		長期休暇				預かり保育 利用料 （円） ※2
							月～金曜日	土曜日	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	標準時間	短時間	時間	利用料（月）	利用料（時間）	主食費 （市補助（500円） 減免後の額）	副食費（円）	春		夏	秋	冬				
																												1号認定 預かり保育時間	曜日	時間	
石川地区	公立	226	伊波こども園	石川伊波287-1	1号	964-2980	7：15-19：00	7：15-18：15	－	－	－	10	10	20	40	8：00-14：00		－	－	－	500	3,500	休園	月～金	14:00-19:00	○	○	－	○	800/日 400/半日 長期休暇 800/日	
					2号		－	－	－	20	20	30	70	7：15-18：15	8：00-16：00	～19：00	3,000	300/1H	500	4,500	土（長期）	8:00-18:15									
	私立	237	つくしこども園	石川東山本町2-4-32	1号	963-0125	7：00-19：00	7：00-18：00	－	－	－	5	5	5	15	8：00-14：00		－	－	－	500	4,000	休園	月～金	14:00-18:00	○	○	－	○	450/半日 900/日 長期900/日	
					2・3号		8	12	15	15	15	10	75	7：00-18：00	8：30-16：30	～19：00	3,000	300/1H	500	5,000	土（長期）	8:00-18:00									
		223	石川にこども園	石川2-12-34	1号	964-2229	7：15-19：00	7：15-18：15	－	－	－	15	15	15	45	8：00-14：00		－	－	－	500	3,500	休園	月～金	14:00-18:15	○	○	－	○	400/1H 500/2H以上 長期休暇 1,000/日	
					2・3号		12	18	18	35	35	35	153	7：15-18：15	8：00-16：00	～19：00	3,000	300/1H	500	4,500	土（長期）	8:00-18:15									
		283	（仮称）まこといしかわこども園 ※まこといしかわ保育園から 認定こども園に移行予定	石川東恩納西原456番地	1号	964-7788	7：30-19：30	7：30-18：30				5	5	5	15	8：00-14：00		－	－	－	500	3,500	休園	月～金	14:00-19:00	○	○	－	○	14時～100/30分 長期休暇 8月のみ （土曜日含む） 200/日	
					2・3号		12	24	24	24	24	24	132	7：30-18：30	8：00-16：00	～19：30	－	200/30分	500	4,500	土（長期）	7:30-18:30									
勝連地区	私立	140	へしきや・かなさこども園	勝連平数屋3850	1号	987-8266	7：30-19：00	7：30-18：30	－	－	－	5	5	5	15	8：15-14：00		－	－	－	0	0	休園	月～金	14:00-19:00	○	○	－	○	300/1H 長期休暇 300/1H	
					2号		－	－	－	15	15	15	45	7：30-18：30	8：00-16：00	～19：00	3,000	300/30分	500	4,500	土（長期）	8:15-18:30									
	227	勝連こども園	勝連平安名2976-1	1号	978-5577	7：30-19：00	7：30-18：30	－	－	－	5	5	5	15	8：15-14：00		－	－	－	0	0	休園	月～金	14:00-19:00	○	○	－	○	300/1H 長期休暇 300/1H		
				2号		－	－	－	20	20	20	60	7：30-18：30	8：00-16：00	～19：00	3,000	300/30分	500	4,500	土（長期）	8:15-18:30										
	253	まこときむたかこども園	【本園】 勝連南風原272-1 【分園】 勝連南風原279-1	1号	978-4209	7：15-19：00	7：15-18：15	－	－	－	3	3	3	9	8：00-14：00		－	－	100/30分	500	3,500	休園	月～金	14:00-18:15	○	○	－	○	100/1H		
				2・3号		3	12	12	20	20	20	87	7：15-18：15	8：00-16：00	～19：00	－	300/45分	500	4,500	土（長期）	8:00-18:15										
与那城地区	公立	254	与那城こども園	与那城屋慶名468-1	1号	978-3130	7：15-19：00	7：15-18：15	－	－	－	10	10	10	30	8：00-14：00		－	－	－	500	3,500	休園	月～金	14:00-19:00	○	○	－	○	800/日 400/半日 長期休暇 800/日	
					2号		－	－	－	10	10	20	40	7：15-18：15	8：00-16：00	～19：00	3,000	300/1H	500	4,500	土（長期）	8:00-18:15									
	私立	168	ふくよか彩橋認定こども園	【ふくよか園舎】0～3歳 与那城平安座8146-1 【彩橋園舎】4・5歳 与那城平安座8169-1	1号	【ふくよか園舎】 977-7611 【彩橋園舎】 923-3811	7：30-19：00	7：30-19：00	－	－	－	5	5	5	15	8：00-14：00		－	－	－	500	3,800	休園	月～金	14:00-18:30	○	○	－	○	300～ 上限700/日 土曜日 2,000/日 長期休暇 1,000/日	
					2・3号		6	12	12	10	10	10	60	7：30-18：30	8：30-16：30	～19：00	2,500	300/30分	500	4,500	土（長期）	8:00-16:30									

【幼稚園】

具志川地区	私立	277	具志川花園幼稚園	字昆布93番地の1	1号	972-2772	8:00-18:30	-	-	-	-	10	10	15	35	8:00-12:30		～13:00	-	300/30分	500	4,500	休園	月～金 13:00-18:00	土 8:00-18:00	○	○	-	○	700円
-------	----	-----	----------	-----------	----	----------	------------	---	---	---	---	----	----	----	----	------------	--	--------	---	---------	-----	-------	----	--------------------	-----------------	---	---	---	---	------

【保育所・小規模・事業所】

☆この施設一覧に掲載されている内容は、変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

☆事業所内保育所の利用定員の（ ）の数字は、従業員枠の利用定員です。



左のQRコードを読み取ると、グーグルマップで下記施設等の位置図が表示されます。正常に表示するためには、Googleアカウントが必要です。※グーグルマップの番号と、下記施設番号は異なりますので、ご利用の際はご注意ください。

※ 1 令和5年9月1日時点での副食費を記載しています。副食費の価格は変更になる可能性があります。

地区	種別	施設番号	施設名	所在地	認定区分	電話番号	開所時間（延長含む）		利用定員※（令和6年4月1日予定）								認定利用区分時間		延長保育 ※標準時間認定の延長保育			給食費 ※1		慰霊の日	卒園児受入の連携施設
							月～金曜日	土曜日	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	標準時間	短時間	時間	利用料（月）	利用料（時間）	主食費 （市補助（500円） 減免後の額）	副食費（円）			
具志川	私立	25	すこやか保育園	字赤野1391-1	2・3号	973-1379	7:00-18:30	7:00-18:00	12	20	24	24	24	22	126	7:00-18:00	8:30-16:30	～18:30	3,000	300/1H	500	4,500	休園		
		26	夢の子保育園	字宮里855	2・3号	973-7800	7:00-19:00	7:00-18:00	12	18	20	20	20	20	110	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	休園		
		27	百合が丘保育園	字大田757	2・3号	973-6645	7:15-19:00	7:15-18:15	9	18	24	29	28	22	130	7:15-18:15	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	5,000	休園		
		28	あかるい子保育園	字栄野比357-4	2・3号	972-4358	7:00-19:00	7:15-18:30	12	18	20	20	20	10	100	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	休園		
		29	あかな保育園	字喜屋武409-4	2・3号	973-1201	7:00-19:00	7:00-18:00	-	20	20	20	20	20	100	7:00-18:00	8:30-16:30	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	休園		
		110	あかな保育園分園 （ていんさくぬ花保育園）	字喜屋武683-1	3号	974-7177	7:00-19:00	7:00-18:00	10	-	-	-	-	-	10	7:00-18:00	8:30-16:30	～19:00	3,000	300/1H	-	-	休園		
		30	あかつき保育園	字江洲413-2	2・3号	973-1202	7:15-19:00	7:15-18:15	9	18	18	20	20	10	95	7:15-18:15	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	休園		
		31	希望の星保育園	みどり町5-18-9	2・3号	972-3800	7:00-19:00	7:00-18:00	8	12	18	19	19	-	76	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	休園		
		32	のびのび保育園	字仲嶺691-1	2・3号	974-1781	7:00-19:00	7:00-18:00	15	18	18	30	30	29	140	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	-	300/30分 400/1H	500	5,000	休園		
		108	のびのびこどもの家 （のびのび保育園分園）	字前原54	3号	923-0307	7:00-19:00	7:00-18:00	6	12	12	-	-	-	30	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	-	300/30分 400/1H	-	-	休園		
		34	輝宝保育園	字喜屋武566番地4	2・3号	973-9238	7:00-19:00	7:00-18:00	12	24	24	30	30	18	138	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	休園		
		46	こざくら保育園	字宮里655-1	2・3号	974-1261	7:00-19:00	7:00-18:00	9	18	18	20	20	15	100	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	休園		
		50	つくしんぼ保育園	みどり町3-8-3	2・3号	974-9009	7:00-19:00	7:00-18:00	-	-	18	18	18	16	70	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	休園		
		63	つくしんぼ保育園 分園	みどり町3-15-6	3号	973-4550	7:00-19:00	7:00-18:00	12	18	-	-	-	-	30	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	-	-	休園		
		60	コスモストーリー保育園	字上江洲455	2・3号	974-7239	7:00-19:00	7:00-18:00	12	18	18	30	30	22	130	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	休園		
		109	コスモストーリー保育園 分園	字上江洲413	3号	988-7817	7:00-19:00	7:00-18:00	6	12	12	-	-	-	30	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	-	-	休園		
		68	のびっ子保育園	字田場1428-1	2・3号	988-7855	7:30-19:00	7:30-18:30	6	12	12	20	20	20	90	7:30-18:30	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	休園		
		77	青いとり保育園	字塩屋469-1	2・3号	987-8155	7:15-19:00	7:15-18:15	12	18	18	30	30	22	130	7:15-18:15	8:15-16:15	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	休園		
		107	おとぎの森保育園 （青いとり保育園分園）	字塩屋284-5	3号	982-6722	7:15-19:00	7:15-18:15	6	12	12	-	-	-	30	7:15-18:15	8:15-16:15	～19:00	3,000	300/1H	-	-	休園		
		136	前原どろんこ保育園	字前原599-1	2・3号	987-8601	7:00-20:00	7:00-20:00	12	18	18	24	24	24	120	7:00-18:00	8:30-16:30	～20:00	5,000/1H	500/1H	500	4,500	開園		
		138	この花ナーサリ	字兼箇段773-1	2・3号	974-4594	7:00-19:00	7:00-18:00	9	12	12	20	25	22	100	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	休園		
		137	あむーる保育園	字西原199-1	2・3号	972-2068	7:30-19:30	7:30-18:30	6	12	12	20	20	20	90	7:30-18:30	8:30-16:30	～19:30	3,000	150/30分	500	4,500	休園		
		230	JOYキッズガーデン	字兼箇段1630-1	2・3号	987-8770（法人本部）	7:00-19:00	7:00-18:00	9	24	24	24	24	24	129	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	-	150/30分	500	4,500	休園		

【保育所・小規模・事業所】

☆この施設一覧に掲載されている内容は、変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

☆事業所内保育所の利用定員の（）の数字は、従業員枠の利用定員です。



左のQRコードを読み取ると、グーグルマップで下記施設等の位置図が表示されます。正常に表示するためには、Googleアカウントが必要です。※グーグルマップの番号と、下記施設番号は異なりますので、ご利用の際はご注意ください。

※1 令和5年9月1日時点での副食費を記載しています。副食費の価格は変更になる可能性があります。

地区	種別	施設番号	施設名	所在地	認定区分	電話番号	開所時間（延長含む）		利用定員※（令和6年4月1日予定）								認定利用区分時間		延長保育 ※標準時間認定の延長保育			給食費 ※1		慰 霊 の 日	卒園児受入の連携施設
							月～金曜日	土曜日	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	標準時間	短時間	時間	利用料（月）	利用料（時間）	主食費 （市補助（500円） 減免後の額）	副食費（円）			
具志川	小規模	52	小規模保育モン・ベベ	字田場1008-2	3号	923-2156	7：00-19：00	7：00-18：00	9	10	－	－	－	－	19	7：00-18：00	8：00-16：00	～19：00	3,000	300/1H	－	－	休園	ひがしの大空こども園	
		72	JOYキッズガーデンtairagawa	字平良川6-8	3号	959-3714	7：00-19：00	7：00-18：00	3	6	6	－	－	－	15	7：00-18：00	8：00-16：00	～19：00	－	150/30分	－	－	休園	認定こども園 まどか保育園	
		79	そよかぜ保育園	字仲嶺171-1	3号	974-1202	7：30-19：30	7：30-19：30	6	6	6	－	－	－	18	7：30-18：30	8：00-16：00	～19：30	3,000	150/30分	－	－	休園	輝宝保育園	
		86	Kidsルームくらり	みどり町2-22-17-1	3号	923-3379	7：00-19：00	7：00-19：00	6	6	6	－	－	－	18	7：00-18：00	8：00-16：00	～19：00	3,000	300/1H	－	－	休園	認定こども園 ひまわりっ童ほいくえん	
		94	げんき保育園	字安慶名1028-1	3号	989-7572	7：00-19：00	7：00-19：00	6	6	6	－	－	－	18	7：30-18：30	8：00-16：00	～19：00	－	300/1H	（食材費） 2,000円/月	－	休園	のびっ子保育園	
		99	ひだまり保育園	字平良川375-1	3号	989-5262	7：15-19：15	7：15-19：15	6	6	6	－	－	－	18	7：15-18：15	8：00-16：00	～19：15	3,000	300/1H	－	－	休園	あげなこども園	
		100	JOYキッズガーデンkanekadan	字兼箇段1562-1	3号	974-3434	7：00-19：00	7：00-18：00	6	6	6	－	－	－	18	7：00-18：00	8：00-16：00	～19：00	－	150/30分	－	－	休園	JOYキッズガーデン	
		101	愛保育園	字川田436-1	3号	974-3525	7：15-19：15	7：15-19：15	6	6	6	－	－	－	18	7：15-18：15	8：00-16：00	～19：15	3,000	300/1H	－	－	休園	豊原まどかこども園	
		114	ルミエール保育園	字平良川176 大光ビル2F	3号	973-6078	7：30-19：30	7：30-18：30	6	6	6	－	－	－	18	7：30-18：30	8：30-16：30	～19：30	3,000	150/30分	－	－	休園	あむーる保育園	
		126	この花KidsRoom	字兼箇段1627	3号	989-0511	7：00-19：00	7：00-18：00	6	6	6	－	－	－	18	7：00-18：00	8：00-16：00	～19：00	3,000	300/1H	－	－	休園	この花ナーサリ	
		127	くるみ保育園	字宮里803	3号	973-6211	7：00-19：00	7：00-18：00	6	6	6	－	－	－	18	7：00-18：00	8：00-16：00	～19：00	3,000	300/1H	－	－	休園	中原こども園	
		129	いちごレイラニ保育園	字具志川2907-1	3号	989-7118	7：00-19：00	7：00-19：00	6	6	6	－	－	－	18	7：00-18：00	8：30-16：30	～19：00	3,000	150/30分	－	－	休園	ハッピーネスこども園	
事業所内	240	テトすざき	字州崎14-17 2階	3号	937-7885	7：30-19：30	7：30-19：30	4 （4）	4 （10）	4 （10）	－	－	－	12 （24）	7：30-18：30	8：00-16：00	～19：30	3,000	150/30分	－	－	休園	まこときむたかこども園		
	191	ハート保育園	字赤道174-12 （202号室）	3号	989-0045	7：30-19：30	7：30-19：30	5 （1）	5 （1）	5 （1）	－	－	－	15 （3）	7：30-18：30	8：00-16：00	～19：30	3,000	300/1H	－	－	休園	中原こども園		
石川	私立	38	たいら保育園	石川2513	2・3号	964-2975	7：15-19：00	7：15-18：15	8	12	16	16	18	5	75	7：15-18：15	8：00-16：00	～19：00	3,000	300/1H	500	4,500	休園		
		39	大育保育園	石川2287-4	2・3号	964-2744	7：00-19：00	7：00-18：00	9	18	18	18	18	15	96	7：00-18：00	8：00-16：00	～19：00	3,000	300/1H	500	5,000	休園		
		40	美原保育園	石川東恩納1512-3	2・3号	965-0398	7：00-19：00	7：00-18：00	8	12	15	15	15	5	70	7：00-18：00	8：00-16：00	～19：00	3,000	300/1H	500	5,000	休園		
		41	伊波保育園	石川伊波887-1	2・3号	964-2175	7：00-19：00	7：00-18：00	3	12	15	15	15	9	69	7：00-18：00	8：00-16：00	～19：00	3,800	300/1H	500	4,500	休園		
		42	ラスカル保育園	石川1916-7	2・3号	965-3060	7：00-19：00	7：00-18：00	8	12	15	15	15	10	75	7：00-18：00	8：00-16：00	～19：00	3,000	300/1H	500	5,000	休園		
		44	むぎの子保育園	石川曙3-3-10	2・3号	965-0997	7：00-19：00	7：00-18：00	8	12	18	20	20	12	90	7：00-18：00	8：30-16：30	～19：00	－	300/1H	500	5,000	休園		
		45	なかよし保育園	石川白浜1-4-51	2・3号	965-1071	7：00-19：00	7：00-18：00	9	18	18	24	24	24	117	7：00-18：00	8：00-16：00	～19：00	3,000	300/1H	1,000	4,500	休園		
		135	石川どろんこ保育園	石川東恩納952-1	2・3号	987-8101	7：00-20：00	7：00-20：00	12	18	18	24	24	24	120	7：00-18：00	8：30-16：30	～20：00	5,000	500/1H	500	4,500	開園		

【保育所・小規模・事業所】

☆この施設一覧に掲載されている内容は、変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

☆事業所内保育所の利用定員の（ ）の数字は、従業員枠の利用定員です。



左のQRコードを読み取ると、グーグルマップで下記施設等の位置図が表示されます。正常に表示するためには、Googleアカウントが必要です。※グーグルマップの番号と、下記施設番号は異なりますので、ご利用の際はご注意ください。

※ 1 令和5年9月1日時点での副食費を記載しています。副食費の価格は変更になる可能性があります。

地区	種別	施設番号	施設名	所在地	認定区分	電話番号	開所時間（延長含む）		利用定員※（令和6年4月1日予定）								認定利用区分時間		延長保育 ※標準時間認定の延長保育			給食費 ※1		慰 霊 の 日
							月～金曜日	土曜日	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	標準時間	短時間	時間	利用料（月）	利用料（時間）	主食費 （市補助（500円） 減免後の額）	副食費（円）		
石川	小規模	102	みほそ小規模保育事業所	石川439-2 石川中学校3階1F	3号	988-5454	7:00-19:00	7:00-18:00	6	6	6	－	－	－	18	7:00-18:00	8:30-16:30	～19:00	3,000	150/30分	－	－	休園	
		103	みほそ第二小規模保育事業所	石川440-1 石川中学校3階1F	3号	964-1633	7:00-19:00	7:00-18:00	6	6	6	－	－	－	18	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	－	－	休園	
		116	こどものいえ保育園	石川東恩納705-1	3号	964-5574	7:00-19:00	7:00-18:00	6	6	6	－	－	－	18	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	－	－	休園	
勝連	私立	37	野の花保育園	勝連平安名405-1	2・3号	978-6621	7:00-19:00	7:00-18:00	12	12	12	12	12	－	60	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	5,000	休園	
		49	かなさ保育園	勝連平数屋198-1	2・3号	978-4538	7:00-19:00	7:00-18:00	15	21	22	22	－	－	80	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	休園	
		73	かなさ保育園 分園	勝連平数屋246-1	2号	987-8177	7:00-19:00	7:00-18:00	－	－	－	－	15	15	30	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	休園	
	小規模	128	よつば南風原保育園	勝連南風原22	3号	923-3004	7:30-19:00	7:30-18:30	6	6	6	－	－	－	18	7:30-18:30	8:00-16:00	～19:00	－	150/30分	－	－	休園	
与那城	公立	23	与那城保育所	与那城466	2・3号	978-2456	7:15-19:00	7:15-18:15	3	12	16	16	16	－	63	7:15-18:15	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	休園	
	私立	112	ふくよか第2保育園	与那城屋慶名467-13	2・3号	923-1588	7:00-19:00	7:00-19:00	12	18	18	18	18	18	102	7:00-18:00	8:30-16:30	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	休園	

卒園児受入の連携施設
石川こども園
石川こども園
石川どろんご保育園
まこときむたかこども園

【認可外保育園】

地区	施設名	住所	電話番号 （対象年齢）
具志川地区	あおいそら保育園	字赤道538-1	974-1003 （1歳～5歳）
	Island Monttesori Academy	字天願1968	964-5574 （2歳～6歳）
	Kids Haven International School	字昆布1117-5	923-0840 （3ヵ月～5歳）
	Golden Mind Achivers International School Uruma	みどり町5-4-3	989-6867 （0歳～6歳）
	自由の森保育園	字仲嶺576-3	974-2476 （3歳～5歳）
	タイニークンモザッソー インターナショナル・スクール	安慶名2-23-56	080-3944-8989 （6ヵ月～6歳）
	乳児園 どんぐりコロコロ	江洲358-5	974-2897 （2ヵ月～4歳）
地石区川	育成保育園	石川嘉手苅150-1	964-3382 （1歳～5歳）
	石川三育保育園	石川2587	965-2023 （12ヵ月～6歳）
与那城地区・勝連	ちいきの幼稚園 緑が丘	勝連平安名1791-1 2階	953-6786 （1歳～4歳）
	トレミ幼児園	勝連平安名1608	978-2643 （1歳～5歳）
	ちいきの幼稚園 自由が丘	与那城115-1	962-2387 （4歳～6歳）

【企業主導型保育事業】

施設名	住所	電話番号 （対象年齢）
城の森保育園	安慶名1032-1 2F	989-7860 （10ヵ月～5歳）
ちきーと保育園うるま	字高江洲1025-3	974-1001 （3ヵ月～4歳）
もりのなかも保育園 安慶名園	安慶名3-40-11	989-3415 （0歳～2歳）
アイビス赤崎保育園	石川赤崎2-20-1 2F	989-0230 （0歳～5歳）
わくわくこどもの家	兼箇段1171-3	923-1821 （4ヵ月～2歳）
du kids なないろ うるま園	州崎14-27	923-2351 （6ヵ月～3歳）





必要書類セルフチェックシート(2号・3号認定用)

■ 申込みに必要な書類がそろっていない場合、受け付けができませんのでご確認ください。

①利用申込書 兼 支給認定申請書 ※児童1人につき1枚

チェック欄

申込書(申請書)中、すべての項目に記入している	☐
-------------------------	--------------------------

②発育状況調査票 ※新規児童・転園希望の場合、児童1人につき1枚

チェック欄

調査票中、すべての項目に記入している	☐
--------------------	--------------------------

③保護者の保育を必要とする事由を証明する書類

チェック欄

・各証明書は申込日から起算して 3か月 以内に作成されたものを有効とします。 ・「★」は指定様式です。		父	母
勤務・採用予定の方	『勤務証明書』(市指定様式)★	☐	☐
自営業・内職・農業・漁業その他(委託業)の方	①『自営業(内職)申立書』(市指定様式)★ ②下記証明書類1点 ・『個人業の開業・廃業等届出書(控え)』(税務署受付印有) ・『申告控えの写し』・『営業許可証』等 ※②の証明書類がない場合は、誓約書に署名が必要です。	☐	☐
育児休業中(予定)の方	『(育児期間記載のある)勤務証明書』(市指定様式)	☐	☐
みなし育児の方 ※注1	親子健康手帳の出生届済証明のページの写し	☐	☐
妊娠・出産予定の方	『親子健康手帳』の写し(出産予定日の欄) ※出産予定日が確認できる書類の写し	☐	☐
病気療養中の方	疾病:『診断書(保護者・祖父母用)』(市指定様式)★ 障害:『身体障害者手帳』『療育手帳』『精神障害者保健福祉手帳』の写し(いずれか1点)	☐	☐
求職活動中の方 (自営業準備期間中も含む)	『求職状況報告書』(市指定様式)★	☐	☐
親族の介護・看護の方	『診断書(看護・介護用)』★及び『看護(介護)状況申告書』★(市指定の様式)	☐	☐
就学中(予定)の方	『在学証明書』及び『時間割表』の写し	☐	☐
災害復旧等にあたっている方	『罹災証明書』	☐	☐

※注1 (例) 育児休業制度を取得していないが、2歳未満の第2子以降を家庭保育している等

■提出前にこちらをチェック

☐	1	保育所の定員の関係により利用できない場合があります。あらかじめご了承ください。
☐	2	一次申込期間後10/20(金)～12/28(木)までは受付停止期間です。 4月入所希望の場合、二次申込は1/4(木)以降からの受け付けとなります。
☐	3	保育所等の入所選考は「提出された書類」をもとに「審査・決定」します。 申込み後、「世帯状況」や「勤務状況」に変更があった場合は、速やかに手続きが必要です。 OR6.4月の入所希望の場合・・・＜11/30(木)まで＞が変更受付期間。 OR6.5月以降の入所希望の場合・・・＜入所希望月の前月10日まで＞が変更受付期間。 *「保育を必要とする事由(就労状況等)」に変更があった場合は、再選考となる可能性があります。 * 状況に変更があったにも関わらず変更の手続きがない場合、選考で不利になることや入所決定を取消すことがあります。
☐	4	入所後、電話・実績確認書類提出依頼・訪問などによる就労調査を行います。 (年度途中において、現況確認のため勤務証明書の再提出を依頼することがあります。)
☐	5	希望園は、第1希望から第5希望までを記入することができます。 OR6.4月の入所希望・・・一斉申込受付期間外の希望園変更は受け付けできません。 (※2次選考以降は希望園の変更が可能です。変更受付期間は市HPに掲載します。) OR6.5月以降の入所希望・・・入所希望月の前月10日までが新規申込・希望園変更の受付期間となります。 (※空き状況は毎月初旬に市HPにて公表。)
☐	6	児童の発達・発育に遅れを感じる方は、申込みの際に必ず申出てください。 (個別支援保育を希望する方は、希望園で利用調整ができない場合、別の園に入所となることがあります。)
☐	7	保育所における集団生活に支障がある場合、利用できないことがあります。
☐	8	年度途中で転園を希望する場合は、一度退園し新規児童として再申込みが必要です。 また、転園が決まった場合、元の園には戻れません。
☐	9	保育所利用開始後に、市外へ転出する場合は当月末で退所となります。
☐	10	退所する場合、退所予定日の15日前までに、「市」と「施設」の両方で手続きを行ってください。 ※退所が決定した場合は、速やかに手続きを行ってください。